

平成 21 年 12 月
内閣官房副長官補付

「新たな人身取引対策行動計画（仮称）」（案）に対する意見の募集結果について

平成 21 年 11 月 19 日（木）から平成 21 年 12 月 3 日（木）までの間、「新たな人身取引対策行動計画（仮称）」（案）に対する意見の募集を行いました。

別添のとおり、頂いた主な御意見及び御意見に対する考え方等について公表いたします。

なお、頂いた御意見については、必要に応じ、分類整理・要約した上で記載しております。

（参考）

頂いた御意見の総数 190 件

（内訳）	電子メール	179 件
	郵 送	7 件
	F A X	4 件

別添

項目番号	項目名	御意見	御意見に対する考え方
全体		この行動計画は、人身取引被害抑止を「錦の御旗」として、マイノリティを殲滅する意図がところどころに見られる。	御指摘の趣旨が必ずしも明確でないため、お答えすることが困難ですが、政府では、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護の観点から、適切な対策を推進していくこととしています。
		内容が曖昧でやりすぎである。	人身取引の手口がより巧妙化・潜在化してきているなどとの内外の指摘も踏まえ、新たな行動計画を策定し、人身取引に係る懸案に適切に対処し、政府一体となった対策を引き続き適切に推進してまいります。
		現行以上の児童ポルノや人身売買に対する取締りには反対である。過剰な規制がかえって反対の結果を招くこととなる。	
		人身売買対策の強化について、国際社会における人身売買の防止への貢献に向け、諸外国政府との更なる連携や対策強化を支持する。	御指摘のとおり、人身取引対策を推進する上で外国の関係機関及び国際機関との協力は不可欠であり、情報交換の推進、連携の強化に努めていくこととしています。
		情報や意見が著名人や学者からのみ出たものでは、現実と乖離した偏重したものになってしまう危険があることから、無名であっても関係する企業・団体からも情報や意見を募るべきである。	行動計画の策定の過程においては、有識者からのヒアリングのほか、NGO等との意見交換やパブリックコメントを実施して、幅広い意見を参考としています。
		人身取引対策は取り組むことは重要であり、尊いことであるが、そのために何でも許されるということではなく、無関係な国民の人権が守られないことがあってはならない。関係機関の権限肥大化に伴う弊害予防も考慮すべきである。	人身取引の手口がより巧妙化・潜在化してきているなどとの内外の指摘も踏まえ、新たな行動計画を策定し、人身取引に係る懸案に適切に対処し、政府一体となった対策を引き続き適切に推進していくこととしたものであり、人身取引加害者の取締り、被害者の保護を推進することとしています。無関係な国民の人権を侵害するものではありません。
		限られた予算の中で最大限の効率を追求することは当然のことであり、非効率な運営は見直されるべきである。実行している施策や制度の状況、成果を定期的に確認し、目的を達成するのにより効率的な施策を検討すべきである。	本行動計画中にあるとおり、各施策の進捗状況を定期的に検証するとともに、随時必要な施策を検討・推進し、併せて必要に応じて行動計画の見直しを行うこととしています。
		貧困や無知のために搾取される側に立たざるを得ない人々を救済するのは賛成だが、彼らと自らの意思で日本で不法就労する犯罪者との間には一線を画した対応をしてもらいたい。	不法就労を強制されている被害者の救済のために、不法就労対策を推進するとともに、捜査機関において、被害者が犯した犯罪が被害の一環として付随して行われたものである場合、以後の捜査の状況を勘案しつつ、被害者としての立場に十分配慮した措置に努めることとしています。
		刑法第3条第11号では、略取、誘拐及び人身売買の罪が国民の国外犯となっているが、すべての者の国外犯とすべきである。	御指摘の略取・誘拐罪や人身売買罪については、刑法第3条により、日本国外において罪を犯した日本国民に適用されるほか、同法第3条の2により、日本国外において日本国民に対して罪を犯した日本国民以外の者にも適用することとされており、我が国の刑罰権を適切に行使することが可能になっているものと考えています。

悪質な経営者やブローカー等を取り締まることは根本的に必要不可欠であるが、そこには絶対的な需要があるということは無視できない。人身取引対策を強化するのならば、旅行会社などだけでなく、全国的にキャンペーンをし、駅や街中などに大きなポスターを貼り、そのポスターやショートメッセージの内容には、人身取引や児童買春・児童ポルノに関与した場合の刑罰についても含めるなどして周知するとともに、刑罰が甘いのであれば、更に厳しくすべきである。	御指摘のとおり、人身取引対策の総合的・包括的な推進のために、需要の抑制が重要であると考えており、総合的な啓発・広報活動を通じて、人身取引が許されない悪質な犯罪であること等について国民等の意識啓発と協力の確保に努め、また、人身取引に関連する行為を規制する法令の遵守を促進していくこととしています。また、人身取引に係る刑罰の在り方については、情勢の変化等に対応して、必要に応じ検討してまいります。
児童の性的搾取に対する厳正な対応」以外の項目について、虐げられる弱者が救われるような仕組みを作ることを優先してもらいたい。蕨市のフィリピン人少女について、入管の杓子定規な判断で家族と暮らせないのはあまりにかわいそうな仕打ちである。	内閣官房を中心とする関係省庁で検討を加えながら、人身取引被害者の保護のための的確な仕組み作りを図りたいと考えています。行動計画に基づき、人身取引被害者の適切な保護を推進してまいります。
フィリピンパブのホステスは、フィリピン国内で人身売買に遭ったのだから、フィリピンの人権侵害事例として、国際連合総会で問題提起して下さい。	人身取引被害者の送出国との間では、二国間協議等の場を通じて、人身取引被害の防止及び撲滅、被害者の保護に向けて連携して対策を講じてまいります。
脱官僚主導を本気でお進めになりたいのなら、このような警察官僚の利権強化に繋がる法の強化案に乗ってはいけません。現在、警察官僚関係の会計の不透明な団体が次々作られており、その利権はとてつもなく大きなものとなりつつあります。特に児童ポルノ法においては、これまでに幾度もその定義を拡大して常に前は犯罪ではなかったものを犯罪認定するという行為が繰り返されており、いつの間にか擬似児童ポルノとか言う、全然定義自体なされていないものに広げようとする動きまであります。	警察では、法と事実に基づいて厳正かつ適正に取締りを行っており、国会において法が改正された場合には、厳正かつ適正に改正法を適用して取締りに努めてまいります。
この行動計画(案)は憲法で定義されている基本的人権や市民的自由権に対する配慮が無い上に新しい天下り利権を創設する物であり、現案の全面破棄と憲法及び万人の人権に最大限配慮する形での再策定を求めます。	人身取引は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められていることから、本行動計画では、人身取引被害者の権利の回復、そのための人身取引の防止・撲滅を目指しています。
児童ポルノの被写体の年齢の客観的な特定が出来ない場合は立件しない。捜査側の鑑定に対して反論できない状況での立件は恣意的な取り締まりを生む。	児童ポルノの被害児童の年齢については、本人の特定か医師の鑑定に基づき、客観的な立証がなされています。

計画案が、労働搾取も人身取引の事例として取り上げていることに賛成です。現在研修生・技能実習生だけでなく、少なくとも他の在留資格の外国人も労働搾取の状態に置かれています。	強制的な労働又は役務の提供を含む労働搾取も、人身取引の行為の一つであることから、そのような事案を認知した場合には、警察において、関係行政機関と連携・協力を図りながら、悪質な雇用主、ブローカー等の検挙を念頭に置き、取締りに当たっていくこととしています。
民主党が与党となった現在、同様の法案、あるいはさらに内容を充実させた法案が再び提出される可能性があるなか、「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」は、近い将来における法制定の可能性を想定することなく、さらには関係省庁による協議を通して閣法として法案提出という方針が顧みられないまま、新たな行動計画が策定されることにまず違和感を覚えるものである。	平成16年12月に策定された人身取引対策行動計画に基づき、刑法の改正、出入国管理及び難民認定法の改正等、関連法制の整備・改正を行ってきており、本行動計画についても、人身取引の手口の変化等に応じて、制度の改正の必要性についても検討していくこととしています。
包括的な反人身取引法の策定に向けての準備についての記載を含める。人身取引への対応は多面的な取組が必要であり、それらを包括的に扱う立法が必要であると考えます。	
現行計画の最初に明記されているI. 人身取引対策の重要性 が削除されている。これに伴い、「人身取引議定書」第3条の定義に従っている、としていた「人身取引」の定義が新案では記載されていない。人身取引対策が現在も、そして将来も重要であることには違いないことから、内容をアップデートしたうえで、「新行動計画案」でも明記すべきである。この一文によって、形式的な前書きではなく、政府として毅然とした「意志」を示すべきではないか。	行動計画序文において、人身取引の定義、人身取引対策の継続の必要性等を明記し、行動計画の策定に当たり、人身取引の根絶を目指す政府の姿勢を表明しています。
以前から日本は人身取引に対してはかなり厳格な規制を敷いており、この上の規制強化を行ったところで摘発成績をこれ以上向上させることができるかどうかは微妙ではないか、それよりも他の部分に労力を振り向けるべきではないかと思われます。	人身取引の認知件数は減少してきており、政府のこれまでの各種対策が成果を挙げていると思われますが、人身取引の手口がより巧妙化・潜在化しているとの内外の指摘や我が国の人身取引をめぐる近年の情勢を踏まえ、政府一体となった対策を引き続き推進していく必要があると考えています。

人身取引は業種に限定されるのではなく定義*の条件を満たすものに当てはまる。風俗営業以外の実態調査を行い、実態の把握が次の5年間は求められる。実態を把握するまでは、風俗営業だけに特化した表記はしないこと。 a)p.3 ③不法就労の防止 6行目～ 「人身取引被害者の多くが風俗営業、性風俗関連特殊営業等に不法就労されていることが多いことから、これらの営業に係る不法就労事案の取り締まりを強化する。」 「人身取引被害者の多くが風俗営業、性風俗関連特殊営業等に不法就労されていることが多いことから、これらの営業に係る」⇒ 削除 b)p.3 2-(1)②売春事犯等の取り締まりの徹底 「人身取引事案の多くは、売春による搾取等の性的搾取によるものであることから」⇒ 削除 「厳正な科刑の実現に努める。」⇒ 人間を搾取することによって利益を得ている管理売春組織の摘発に努める。 c)p6 (3)①婦人相談所等における保護、援助等の実施 「売春を強要されるなど過酷な状況に置かれた」⇒ 削除	御指摘を踏まえ、修文することとします。
人身取引の需要抑制策(例えば、買春抑制)については、より具体的に記載する。日本は人身取引の受入国として「名高い」わけですから、日本政府がこの側面の解決にどれだけ真剣に取り組むか、取り組んでいるかを示すことは、非常に重要です。	御指摘を踏まえ、修文することとします。
日本人を被害者として想定していないことの問題点。人身取引の被害者は外国人にとどまらないことが認識されていないためでしょうか。日本人被害者に対する対策を記載することも人身取引という問題を広く解決するために重要な視点だと考えます。	我が国における人身取引被害者の多くは外国人ですが、御指摘を踏まえ、序文において、被害者が外国人に限定されないことを記述しました。

労働搾取の被害者(男性が多い)に対しては、「研修・技能実施制度」の抜本的見直しなくして、解決はないであろう。人身取引罪における刑事上の被害者という処理ではなく、労働者としての権利保護が人身取引を防止することになる。	人身取引対策上の課題については、情勢の変化も踏まえつつ、制度改正の必要性を含め継続的に検討を行っていくこととしています。
悪質な雇用主・ブローカーが被害者から旅券等の渡航書類を剥奪して逃亡の阻止を企てることを踏まえ、「正当な行使の妨害を目的とした」旅券等渡航書類の剥奪を制限する法整備の検討を希望します。加えて、渡航書類を剥奪された被害者を保護するため、渡航書類なしで利用できる外国人保護サービスの補強を希望します。	人身取引対策上の課題については、情勢の変化も踏まえつつ、制度改正の必要性を含め、継続的に検討を行っていくこととしています。
欧米では、日本の子どもは養子縁組が容易といわれ、多くの日本の子どもたちが容易に海外に養子縁組されている。それを仲介する斡旋業者が高額な斡旋料を得ており、実態的に人身売買の温床ともなっている。この現状を踏まえ、日本から海外への養子縁組の実態を調査し、養子縁組の手続についても適切であるかどうかを検証すべきである。	関係行政機関において、様々な手段を用いて人身取引の実態把握を徹底していくこととしています。
WHOは来年、臓器移植手術を目的とする海外渡航を禁止する予定である。日本もこの問題に無関係ではないことから、行動計画の中にこの項目をいれるべきである。	序文において、人身取引が臓器の摘出を含む搾取を目的とするものであることを明記することとしています。

		被害者の認定作業は、人身取引の被害者に対して、必要な保護を与えるために非常な大切な過程であるが、新行動計画(案)ではこの作業にどう取り組み、効率性を高めていくかについて方針が示されていない。人身取引は常に形を変えており、現在でも現場レベルでは、例えばIOMと警察、あるいは入国管理局や女性センター等と、直接連絡を取りながら情報や意見の交換を行っているが、こうした経験や知見を蓄積し、関係者間で共有していくことは、被害者の存在を正しく認知し、保護を行うためには欠かせない。被害者認定については専門的な経験と知識を必要とする事から、組織内での専門官の育成、および担当レベルで関係者間の横断的なワークショップを定期的に行う等しながら、知識とスキルの向上を図るための取り組みが別途必要である。本件に関しても、全世界で15,000人以上の人身取引被害者の支援をしてきたIOMでは、知見の共有や情報提供などの面で協力が可能である。	この行動計画では、関係行政機関の連携強化・情報交換を推進(Ⅱ-4-(3)-②)することとしており、その中で被害者の認知に係る手続について検証するとともに、人身取引事案の取扱方法について、体系的な整理を行うこととしております。また、今後とも、人身取引対策を的確に推進するため、国際移住機関(IOM)との連携を更に強化していきたいと考えています。
I	人身取引の実態把握の徹底	積極的に実施していくべきである。	人身取引が巧妙化・潜在化しているなどとの内外の指摘も踏まえ、政府としては、関係機関と連携をしながら、人身取引の実態把握を徹底することとしています。
		大使館員の増員とともに、港湾施設の人員と防備の強化を行うべきである。また、不法入国に暴力団等が積極的にかかわっている実態を国民にもっと公開し、暴力団やマフィアの壊滅を積極的に行うべきである。	偽装結婚、なりすまし等巧妙な手口による査証申請が増加しているため、外務省では、在外公館の査証官の定員を増強し、査証審査時における個別面接でのよりきめ細かい事情聴取を行い、人身取引被害の防止に努めます。 警察では、人身取引容疑事犯を認知した場合には、入国管理局等と連携し、悪質な雇用主、ブローカー等の摘発を念頭に、人身取引事犯の取締りに努めています。
		外国人女性が強制的に借金をさせられて自由を奪われているような状況もあることから、本人名義の預金に給与が支払われているか、本人が預金の引き出しをできる環境にあるかなどを通常の取締りの中で具体的にチェックし、悪質な業者を締め出す努力をしてもらいたい。	雇用されている外国人女性に給料が支払われているか否か預金引き出せる環境にあるか否かなどは、人身取引事犯の捜査において必要不可欠な解明事項であり、警察は引き続き、事犯の実態を解明して、外国人女性を搾取する悪質な業者の検挙に努めていきます。

I-①	人身取引被害の発生状況の把握・分析	現代の日本における人身取引は、より巧妙に、入国管理局や警察らが実態把握できないような法の手口をいかぐった方策がとられている。日本人、日本での在留資格を有する者（日本人の配偶者、留学生など）、新たに日本国籍を取得した者、合法的に入国した者（研修生・技能実習生など）の労働搾取など、さまざまな形態で行われている人身取引の実態を真摯に把握するべきである。	御指摘のとおり、巧妙化・潜在化していく人身取引の手口の変化に対応し、随時必要な施策を検討・推進していくとともに、人身取引の実態把握に努めていくこととしています。
II	総合的・包括的な人身取引対策	本項目中の1.(2)③、2.(1)②等において「人身取引の多く」という記述があるが、これは「『これまでに保護された』人身取引被害者の多く」である。現実に見・保護に至っていない被害者の存在を前提として、あらゆる可能性を排除しないような書き振りとするのが肝要と史料する。	御指摘を踏まえ、修文することとします。
II-1	人身取引の防止	これまで国際協力分野で実施されてきた外務省の「草の根・人間の安全保障無償資金協力」は、途上国の貧困層を対象とした貧困、低開発および平等な機会の欠如の是正を目指す事業であった。こうした事業の成果を、人身取引の予防として積極的に評価するべきである。現に、タイ国のコミュニティ強化事業における「草の根・人間の安全保障無償資金協力」を受けたある民間団体は、「崩壊しつつあるコミュニティの再生および強化が、人身取引防止につながる」との発言もあった。	草の根・人間の安全保障無償資金協力は、開発途上国の多様な援助ニーズに応えるため、草の根レベルで裨益効果のある経済社会開発プロジェクトを支援しており、人身取引の予防にもつながっていると認識しています。今後とも、人間の安全保障の観点から踏まえた草の根レベルに対する裨益効果が高い案件の実施を検討してまいります。
II-1-(1)	潜在的被害者の入国防止	日本の入管政策が非常に厳格であり正規の労働者として入国したい人であっても入国が非常に困難で、なおかつ入国後に日本国内に生活基盤を作り上げたにも関わらず強制退去にされる例が後を断たないと言う非人道的な入管政策を強化する物となることを危惧する。この方針はまったく是認できません。	本項目は、人身取引の防止に資するためのものであり、御意見にあるような施策の強化を目的としたものではありません。

	人身取引議定書第9条第4項および第5項にあるように、人身取引を発生しやすくする要因を削減する日本政府の決意を表明すべきである。同議定書第4項では、(貧困、低開発および平等な機会の欠如)の二国間および多国間の削減、第5項では、とくに女性および児童が人身取引の被害に遭いやすくするものを助長する需要抑制のための教育的、社会的、文化的、法的な措置、がそれぞれ提示されている。	国際的な支援を通じて人身取引の背景の一つである貧困の削減に取り組み(Ⅱ-4-(1)-③)また、性的搾取の需要側への啓発(Ⅱ-4-(2)-⑤)等を推進していくこととしています。
	水際対策は防止策の一環ではあるが、潜在的被害者の救出に直接寄与するものではなく人身取引の根本的対策ではない(目的国が日本から他国に代わるだけという結果をもたらす可能性もある)。また、水際には、当該外国人が目的地国(日本)で搾取されようとしているのか否か、明確ではない場合も多い。さらに、旧行動計画下での対策が開始してから日本で救出・保護された被害者の大多数は、正真正銘の自分の旅券や査証を持って日本に入国してきており、儀変造文書対策だけは、必ずしも人身取引を防止することはできない。これらの点は常に念頭におきつつ、対応を推進していく必要がある。	御指摘の点を念頭に置きつつ、入国・上陸審査を適切に行って、人身取引の防止に努めてまいります。
	「努める」や「積極的に」等の言葉ばかりで具体性に欠ける。また、増員を検討している部分も専門性が高い人材をいっせいに配置できるとは思えず、実のない文言である。記載内容は当然のことであり、今更宣言する価値があるのか疑問である。	我が国における最近の人身取引をめぐる情勢を踏まえ、査証審査体制の強化や出入国管理の強化等の必要な具体的施策について記述しています。
	入国防止とあるが、港、空港等の正規ルートに関する言及ばかりであり、不正規ルートでの入国について一切言及されていない。また、フィリピン・タイばかりに力点が置かれており、中国ルートの記載がないことも片手落ちではないか。	これまでに判明しているほとんどの人身取引事案は正規ルートによるものですが、船舶による不法入国事案の取締等を目的とする西日本機動班(福岡入国管理局)及び北日本機動班(東京入国管理局)を発足させており、今後とも、警察等の関係機関と連携し、不正規ルートによる不法入国事案等の取締りも推進することとしたいと考えています。 また、査証審査体制の強化に関する項目において、フィリピンやタイに言及しているのは、人身取引の実態にかんがみ、特に体制を強化する必要性の高い国を例示したものです。

Ⅱ－１－（１） －①	査証審査体制の強化	本人の主張だけではいくらでも誤魔化すことができることから、DNA鑑定が必須である。	厳格な入国審査が実施されており、現在のところ、査証審査の段階で、申請者からDNAの検体采取する必要があるとは考えておりません。
		この施策は、フィリピンの女子中学生の事案を想定したものと思われるが、被害者の保護よりも、不法入国者と政府が決め付ける弱者追い出しに力点が置かれているのではないか。	在外公館における査証審査体制の強化について記述しており、御指摘の事案を想定した施策ではありません。
		政府が進めている「外国人住民登録」や「移民100万人」等の法案と逆行しているのではないか。	より適正な査証審査を図るための施策であり、特段逆行しているとは考えていません。
		DNA鑑定も義務付けず、日本人の親の証言だけで日本国籍が認められる改正国籍法について、人身売買や国際組織犯罪の入国の抜け穴となっており、早急な改正が必要である。	DNA鑑定の導入等更なる政策の必要性等については、今後の施行状況及び事例の集積等を待ち、国民的議論を深めて慎重に検討することが適切であると考えます。
		人身取引の送り出し国にあるIOM現地事務所では、受け入れ国政府の委託を受けて、このような領事業務の事前審査を請け負っている事務所もあり、このような形での協力も可能である。	人身取引が疑われる査証申請があった場合には、今後も、IOM現地事務所の協力を得つつ、被害の未然防止に努めてまいります。 一方、査証申請の取次機関については、各在外公館の承認基準に基づき審査を行った上で選定しています。
Ⅱ－１－（１） ①②	在留管理の徹底 ①厳格な在留管理による偽装滞在・不法滞在を伴う人身取引事犯の防止 ②偽装滞在者に対する追跡調査の徹底及び在留資格取消制度の活用	取締りの対象として被害者も含まれている。しかし、仮に保護の手段（便法）として被害者の取り締まりが用いられることがあるとしても、本項の記述の仕方では説明不足であり、かつ、被害者が加害者と同程度の違法行為を行い取締りの対象となるかのような先入観や誤解を生じさせる。本来の取締り対象は加害者であり、被害者は保護の対象とであることを明示し、かつ、「性的搾取および労働搾取の防止」という表題にあらためたうえで、記述の仕方を訂正すべきである。	御指摘を踏まえ、修文することとします。
Ⅱ－１－（１） －③④	出入国管理の強化 偽変造文書対策の強化	空港によって対策の実施レベルの差がないように配慮してもらいたい。	成田、関西、中部の各空港が出入国者の大多数を占める現状にありますが、他の空港の職員に対しても偽変造文書鑑識に関する研修を実施するなど、鑑識機器の有効活用を図りたいと考えています。

Ⅱ－１－（１） －⑤	次世代IC旅券発給に向けた検討	諸外国で既に導入が始まっていますが、政治犯とされた人の交通を強く妨害するなどの人権侵害の道具とされており、また旅券発行に関する天下り利権の拡大になるので、止めるべきである。	人身取引の防止策の一つとして旅券の偽変造防止対策の強化及び他人による不正使用の防止対策強化が国際的に求められており、我が国を始め多くの国が既にIC旅券の発給を開始しているところ、偽変造困難なIC旅券の発給開始後、旅券にかかわる犯罪の傾向が、偽変造から他人のなりすましによる不正取得又はなりすましによる不正使用に移行している状況にあります。御指摘のとおり欧州諸国を始め諸外国では、旅券のセキュリティ強化・発給管理強化等の目的で指紋や虹彩を第二バイオメトリクスとして記録した次世代IC旅券の発給を既に開始又は近く開始を予定している状況であり、我が国においても人身取引防止対策の一つである旅券の偽変造防止及び不正使用防止対策強化のため第二バイオメトリクスを搭載した次世代IC旅券の導入に対応しうよう、国際的な動向や最新技術等をフォローしておく必要があります。
		「第二バイオメトリクスを搭載した次世代IC旅券の導入を検討する」とあるが、「新行動計画案」にあえて盛り込むほど、顔写真のみの生体情報が埋め込まれた現行の旅券が人身取引を目的に不正使用されているのであれば、より説得力を持つために、そのような事態について具体的な深刻性も述べるべきである。	人身取引の防止策の一つとして旅券の偽変造防止対策の強化及び他人による不正使用の防止対策強化が国際的に求められているところ、人身取引に使用されたとの情報には接していませんが、IC旅券発給開始後、旅券にかかわる犯罪の傾向が、偽変造から他人のなりすましによる不正取得又はなりすましによる不正使用に移行している状況にあります。欧州諸国を始め諸外国では、旅券のセキュリティ強化・発給管理強化等の目的で指紋や虹彩を第二バイオメトリクスとして記録した次世代IC旅券の発給を既に開始又は近く開始を予定している状況であるところ、我が国においても、我が国の旅券が人身取引に使用されることがないよう旅券の偽変造防止及び不正使用防止対策強化のため第二バイオメトリクスを搭載した次世代IC旅券の導入に対応しうよう国際的な動向及びその技術等に関して調査・研究を行っているところであり、その取り組みを行動計画に盛り込むことは必要であると考えます。
		次世代IC旅券においては、国際民間航空機関(ICA O)の方針に基づいて指紋や虹彩情報を搭載することが想定される。しかし、かかる生体情報は、個人を特定する上で有効ではあるものの、暗証番号などと異なり生涯変更できないものであり、その漏えいや複写による悪用や損害は計りしれず、また取り返しの出来ないものである。したがって、その有用性のみに着目して安易に導入すべきではなく、慎重な検討が要求される。日本政府におかれても、政策目的と個人の人権との適切な均衡を確保するため、次世代IC旅券で指紋や虹彩情報を搭載することは中止し、他の代替手段を検討されたい。	我が国の次世代IC旅券に関しては、現在のところ、第二バイオメトリクスを搭載した諸外国のIC旅券の動向やその技術、法律等を調査・研究している状況です。なお、我が国の次世代IC旅券の詳細を決定するに際しては、IC旅券の国際標準、諸外国の動向、国際・国内情勢等を総合的に勘案した後になるものと考えます。

		次世代IC旅券等に利用される個人情報に関して、情報収集をどの範囲まで広げていくのかについて十分な議論がなされていない現段階で、あえて人身取引対策として行動計画に盛り込む必要はない。まずは個人情報の取り扱いについての十分な検討が必要である。	人身取引の防止策の一つとして旅券の偽変造防止対策の強化及び他人による不正使用の防止対策強化が国際的に求められているところ、人身取引に使用されたとの情報には接していませんが、IC旅券発給開始後、旅券にかかわる犯罪の傾向が、偽変造から他人のなりすましによる不正取得又はなりすましによる不正使用に移行している状況にあります。欧州諸国を始め諸外国では、旅券のセキュリティ強化・発給管理強化等の目的で指紋や虹彩を第二バイオメトリクスとして記録した次世代IC旅券の発給を既に開始又は近く開始を予定している状況であるところ、我が国においても、我が国の旅券が人身取引に使用されることがないように旅券の偽変造防止及び不正使用防止対策強化のため第二バイオメトリクスを搭載した次世代IC旅券の導入に対応し得るよう、国際的な動向及びその技術等に関して調査・研究を行っているところであり、その取組を行動計画に盛り込むことは必要であると考えます。なお、我が国の次世代IC旅券を決定するに際しては、IC旅券の国際標準、諸外国の動向、国際・国内情勢、個人情報の保護等を総合的に勘案した後になるものと考えます。
Ⅱ－１－（２）	在留管理の徹底	在留資格取消制度を活用する際には、永住権の有無にかかわらず、平等な取扱いが行われることを希望する。	在留資格「永住者」をもって在留する者であっても、偽りその他不正の手段により永住許可を受けた場合等には、在留資格取消の対象となります。
		人身取引に限らず、その他の犯罪の増加にもつながることなので、諸外国並みの厳しい管理を行うべき。	今後とも厳格かつ適切な在留管理に努めたいと考えています。
		既に多くの人権侵害が指摘・告発され、国際的批判が強い旧来の入管政策の強化でしかないため、撤回を求めます。外国人労働者に対する入管規制の緩和と国内外国人労働者に対する永住権や帰化基準の緩和こそが、人身売買ブローカーや不法労働を強要する雇用者の動きを制限することになる。度々報道もされる外国人労働者・研修生に対する超低賃金・超長時間労働の強要と言う事態の大半は、彼ら外国人労働者が「不法入国」などしている事から雇用者が労働者の弱みを握ることとなり起こっている事をきちんと考慮していただきたいです。	偽装滞在・不法滞在を伴う人身取引事案を防止するためにも、適切な在留管理の実施が必要であると考えています。 今後とも被害者の立場を十分に考慮しながら、被害者の法的地位の安定を図るなど、人身取引対策を推進することとしたいと考えています。

		人身取引が巧妙になり、摘発が難しくなった現状の理由はヒトエに、現実にと取引の被害者である人物をも改正入管法で犯罪者として処罰する方向性が理由であると考えます。被害者を苛めて更に口封じする、ソノ手法に入国管理法そのものが加担しているのは、法 の精神からも国連の人権感覚からも、何れまた問題化せずには居ないであろうと考えます。	今後とも被害者の保護を旨として人身取引対策を推進することとしたいと考えています。
		管理や処罰の方針が強調されているが、その管理の対象はブローカーのみならず、たとえばブローカーによって「偽装結婚」へと巧妙に誘導されてしまった女性にも向かっている。彼女たちの「日本人の配偶者等」としての在留資格が「積極的に取り消し」となることが明記されている。 在留資格を取り消したうえで、どうするのか？刑法の「公正証書原本不実記載」「同行使」で起訴をする、それとも退去強制するのか？これでは、被害者かもしれない外国女性が「被疑者」となり、さらには「犯罪者」にされかねない。被害者保護の立場から、ブローカーとの「共犯者」という先入観を前提とすべきではない。	人身取引の被害者については、在留資格取消しを行わないこととしていることから、御指摘を踏まえて修文することとします。今後とも被害者保護の観点から、適切な対応に努めたいと考えています。
		不法在留等の入管法違反状態にある被害者が入国管理センターに收容される場合、被收容者への医療サービスの不足や長期收容による自由の制限といった人権問題が浮上し得ることを踏まえ、入国管理センター被收容者の待遇改善を希望します。	人身取引の被害者については、仮放免を弾力的に運用し、保護先に職員が 出向くなどして、收容しない状態で手続を行うこととしています。
		①および②において偽装結婚の取締りの強化について言及されているが、これに関しては、対象が人身取引の被害者である可能性も念頭に入れて取り組むべきであることを、併せて記述するべきである。	御指摘を踏まえ、修文することとします。
Ⅱ－１－（２） －③	不法就労の防止	不法就労の問題の多くは製造業であり、なぜ、風俗産業が多いと言えるのか。統計はあるのか。	本行動計画での不法就労の防止は、人身取引事犯被害者における不法就労の防止を提言しているもので、警察が認知、保護している人身取引被害者の多くは風俗営業や性風俗特殊関連営業に不法就労させられております。

不法就労者は外国人ホステスに集中しているので、フィリピンパブなどの外国人風俗店を廃止してください。	警察では、各種捜査活動を通じて外国人を不法就労させている違法風俗店等の検挙に努めています。
計画案において、人身取引の現場を不法就労の場だけとらえるのは狭義である。「人身取引」において女性、子どもを被害者と想定するだけでなく、国連プロトコルに照らし、人身取引の定義を「現代の奴隷制度＝人の人権を無視し取引する商品として扱い、それによって不法な利益を得る」として、この行為が正義に反するという観点で取締りや保護を考えるべきである。入国は合法であっても、母国でのリクルートの段階での違法な手数料、提示条件の現実との差異、借金、就労環境が、人身(取引)売買プロトコルに準じているか検討するべきである。	不法就労を強制されている人身取引被害者が少なくないことから、不法就労の取締りを通じて、被害者の救済を図ることとしています。また、御指摘のとおり、人身取引議定書の定義に従い、総合的・包括的な人身取引対策を推進することとしています。
これは文言を「労働搾取の防止」へと修正するべきである。人身取引議定書第3条における人身取引の定義を鑑みれば、「強制的な労働もしくは役務の提供」すなわち労働搾取は人身取引の定義を構成する要素のひとつである。「人身取引等の被害者を不法就労させる」のではなく、「労働搾取の事実」が人身取引の被害と認知すべきである。	不法就労を強要されている人身取引被害者が多いことから、不法就労の取締りを通じて、労働搾取の掘り起こし、及び労働搾取状態にある被害者の救済を図っていくこととしています。
被害者が名乗り出やすい体制作りのためにも、警察や入国管理局による「不法労働者摘発」からのアプローチだけでなく、労働基準監督署による「労働者保護」からのアプローチを強化することを希望します。	労働基準監督機関では、人身取引被害者を含め労働者に関する労働基準関係法令違反を認めた場合には、法違反の是正に向けた指導を行っているところであり、今後とも適切に対応してまいります。

		「不法就労の防止」の項について。1行目「人身取引被害者の多くが不法就労を強制されている実態を踏まえ」とあるが、現実には適法な在留資格を有しながらも労働搾取を受けている人が多数いる。そうした事案や対する措置に言及せずに、単に「人身取引被害者の多くが不法就労を強制されている」として「不法就労外国人対策キャンペーン」等の啓発活動に関連させるという本項の記述は、説明不足であるのみならず、被害者イコール不法就労者という固定観念や先入観を生じさせる原因となり、被害防止を目指すうえでも逆効果である。また、1文、2文の「……人身取引事案の掘り起こし及び被害者の救済につなげる。」に至る部分は、「人身取引の撲滅、取締りの徹底」の項にも盛り込める。よって、本項の見直しもしくは削除を求める。	御指摘を踏まえ、修文することとします。
Ⅱ-2-(1)	人身取引事犯の取締りの徹底	「犯罪収益の剥奪」を実行力のあるものにすると同時に、損害賠償命令制度の被害者への十分な周知と併せて、被害者の権利回復の手段に積極活用することを推奨致したい。	警察庁においては、各都道府県警察に対し、雇用主、ブローカー等が人身取引によって得た収益のはく奪に努めるよう指示しています。また、法務省においては、損害賠償命令制度やその他犯罪被害者等の保護・支援のための制度を紹介している犯罪被害者等向けパンフレットやDVDを作成し、全国の検察庁や警察署などの関係機関で配布するなどして、制度の周知を図っています。
Ⅱ-2-(1)-②	売春事犯等の取締りの徹底	体を売ったら将来どうなるのか、きちんと考える能力を身に付けさせるための教育に尽きる。	売買春防止のための啓発を図るためには、人権尊重の意識を高める教育を充実すること等が重要であり、今後とも学校教育・社会教育等において、発達段階・生涯の各時期に応じ、人権尊重の意識を高める教育を充実するとともに、学校教育活動全体を通じて、性に関する科学的知識や生命を尊重する態度、自ら考え判断する能力を身に付け、望ましい行動をとれるように指導することにより、売買春防止のための啓発を図っていきたいと考えています。
		売春防止法により規制はされているが、売春行為は、我が国に限らず、ほとんどの国及び地域で公然の事実であり、本当に禁止したら、大変なことになる。本当の先進国へ向けた第一歩として、真っ当な性の議論が必要である。	売春防止法においては、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良な風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰することとされているところです。

売春を強要されているような場合は、加害者に対する厳罰化は必要だが、援助交際のような場合、売った側の処罰も考えるべきである。中学生・高校生であれば、ことの善悪ぐらいはわかるはずであり、児童の定義引下げも必要ではないか。	児童買春・児童ポルノ禁止法においては、児童買春は、その相手方となった児童の心身に有害な影響を与えること等にかんがみ、児童買春をした者等を処罰することとされています。また、本法の対象となる「児童」については、児童の権利に関する条約、児童福祉法等における「児童」の定義等を踏まえ、18歳に満たない者とされているところです。
児童買春について、出会い系サイト等を通じて被害者側から売春を持ち掛けるケースもかなりあることから、売春を行っている者が児童であっても、被害者とせず、加害者として扱い、処罰することが売買春の抑止につながる。	児童買春・児童ポルノ禁止法においては、児童買春は、その相手方となった児童の心身に有害な影響を与えること等にかんがみ、児童買春をした者等を処罰することとしているところです。
性的同意年齢が13歳と定められている以上、13～17歳の児童に関してもある程度の性的主体性を持たせるべきである。その代わり、他者の強制がないことの証明を厳格化すればよい。また、未成年者の性的主体性を認める以上、成人年齢の引下げも並行して行うべきである。	児童買春・児童ポルノ禁止法においては、児童買春は、その相手方となった児童の心身に有害な影響を与えること等にかんがみ、児童買春をした者等を処罰することとされているところです。本法の対象となる「児童」については、児童の権利に関する条約、児童福祉法等における「児童」の定義を踏まえ、18歳に満たない者とされています。
現行法から、児童買春に関する規定を分離・独立させ、「未成年者売買春防止法」を設ける形をとることによって、実効性のある両罰規定を設けるべきである。	児童買春は、その相手方となった児童の心身に有害な影響を与えること等にかんがみ、児童買春・児童ポルノ禁止法においては、児童買春をした者等を処罰することとされているところです。
ある一定の方向のみに傾いた瑣末な議論である。	売春による搾取等の性的搾取を目的とした人身取引事案が多く発生していることから、その取締りの徹底により、人身取引の撲滅を推進していくこととしています。
売春事犯の取り締まりについては、売った側が中高生の場合も、未成年の本人はもちろん、保護者・親族への罰則を設けるべきである。	売春防止法においては、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良な風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰するとともに、売春を行う女子の救済のため、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずることによって、売春の防止を図ることとしています。

		「売春事犯等の取締りの徹底」を「性的搾取事犯の取締りの徹底」に訂正すべきである。「売春」という言葉は女性の行為を指すのが通常の用語であるうえ、買売春行為の強要を目的とする場合だけが人身取引であるかのような誤解や先入観を生じさせる。	御指摘のように、買売春行為の強要等を目的とする場合のみを人身取引であると認識しているわけではなく、売春による搾取等の性的搾取を目的とした人身取引事案が多く発生していることを踏まえ、本案文のような記載としたものです。
Ⅱ－２－（１） －③	児童の性的搾取に対する厳正な対応	たしかに、日本人による海外での児童買春が問題となっており、人身取引にも当てはまる問題であるが、「児童ポルノ等の排除」といった場合、人身取引とは直接関連のない事項が多くを占めると想定され、国民の間で十分に議論されている状態とは言えない。今回の計画は、あくまでも人身取引の防止、抑止を目的としたものにすべきであり、児童ポルノ等の排除の問題を混ぜてしまうことには反対である。	児童ポルノは、児童の人身取引の需要を喚起する要因の一つとなり得るものであり、児童ポルノ等の排除は、人身取引を防止・撲滅する上で重要であると考えています。
		ゼロトレランスという表現について、その対象が児童への性的搾取とのみ記載し明確化されておらず、創作物に対する規制も考えられることから、ゼロトレランスの観点から対処するという点に疑問を呈したい。	児童に対する性的搾取は、決して許されるものでなく、また、児童の性的搾取を目的とした人身取引の防止・撲滅を図ることは、人身取引対策上重要であることから、児童に対する性的搾取について、「ゼロ・トレランス（不寛容）」の観点から対処することとし、児童買春・児童ポルノ事犯に対しては、関係法令に基づき徹底的に取り締まること等としています。
		ゼロトレランスという排他的思想であり、無実の者、あるいはごく軽度の逸脱行為をした者に対してまでも、児童性愛者の烙印を押して社会的に抹殺することを容易にするものである。また、加害者と被害者双方の被侵害利益の比較衡量を不可能にすることから、このような思想を持ち込んではいらない。	
		ゼロトレランスの方針にかかわる関連法規の条文が改正により変更される可能性も否定できないため、不適切な表現として削除、あるいは「法の効力の及ぶ限り厳正に対処する」と明瞭な表記に置き換えるべきではないか。	
		ゼロトレランスの精神で臨むのは構わないが、その前に児童ポルノの基準を明確にすべきである。厳格な態度で臨むのならば、その力を行使する基準は明確にすべきである。	

外国人から見ると、日本人は幼く見えることが多々あり、それは各種芸術にも反映されていることから、対応方法によっては、芸術に大打撃になるおそれがある。このような懸念が現実にならないように、かつ、思想の自由に対する過度の制限とならないような対応をすべきである。	
人間の年齢を見た目だけで判断するのは困難であり、どこからどこまでが児童ポルノであるかという判断を当局の一存に委ねるのは危険である。自分の子どもの幼いころの写真を所持していること、他人にアルバムを見せること、アルバムを見せてもらうこと等まで犯罪となり得る可能性が否定できない。逆に、児童ポルノとして撮影されたにもかかわらず、「自分の子どものアルバムを貸しただけ」という言い逃れされるなど、別の問題が引き起こされる可能性が高い。	児童ポルノについては、児童買春・児童ポルノ禁止法第2条第3項各号において、その定義が規定され、更に同法第3条において、この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない旨が規定されており、これらの規定に基づいた運用がなされているものと承知しています。
劣情を催される写真が児童ポルノと定義された場合、たまたまそのようにもとれる写真を撮ってしまった場合の対応を明確にしてほしい。	
ゼロトレランスについて、理念自体が正義でも行き過ぎた不寛容は、摩擦や衝突、閉塞を生むのではないか。	

セロトレランスの観点から対処する」という文言を削除した上、「児童ポルノを対象とするものにせよ、いかなる種類のものであれ、情報の単純所持・取得規制・ブロックは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わないことと閣議決定し、児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった非人道的な規制を導入している諸国は即刻このような規制を廃止するべきと、そもそも最も根本的なプライバシーに属し、何ら実害を生み得ない個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること事態、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の国際的かつ一般的に認められている基本的な権利からあってはならないことであると、日本政府から国際的な場において各国に積極的に働きかける。」との記載を追加すべきである。	児童に対する性的搾取は、決して許されるものでなく、また、児童の性的搾取を目的とした人身取引の防止・撲滅を図ることは、人身取引対策上重要であることから、児童に対する性的搾取について、「ゼロ・トレランス（不寛容）」の観点から対処することとし、児童買春・児童ポルノ事犯に対しては、関係法令に基づき徹底的に取り締まること等としています。
被害児童へのケアが必要であり、親による性的虐待の場合等、児童保護施設の権限を一時的に強化することも必要ではないか。また、親権のはく奪が行われていないことも問題である。	性的搾取の被害に遭った児童について、児童相談所に相談・通告があった場合は、児童心理司による面接等を行うとともに、必要に応じ、医療機関による専門的な治療、一時保護等を行っているところです。 また、被害児童を一時保護している等の場合で、当該児童の福祉の観点から、保護者との面会や通信が不適切と認められる場合には、必要に応じ、面会・通信の制限や接近禁止命令を行うことが可能となっています。 さらに、親権の濫用・著しい不行跡が認められる場合には、家庭裁判所の審判により、親権喪失の宣告を行うことも可能となっています。
明らかに児童に暴行を働いている場合や性行為が行われている場合を除き、全てのアニメ、漫画等を規制の対象にするべきではない。	アニメ、漫画等の規制の要否については、児童の保護と表現の自由との関係等の観点から様々な議論がなされているものと承知しており、政府としても、今後とも、国会における議論等に対して積極的に協力してまいりたいと考えています。
児童ポルノを見て、酷いと感じるのであれば、それはそれで抑止効果となる。また、性欲を発散するものが無いことや何をしたら犯罪になるのか知らないことが問題であり、児童ポルノや創作物を規制することは、かえって性犯罪の増加につながる。	児童ポルノについては、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性等にかんがみ、児童買春・児童ポルノ禁止法により、児童ポルノに係る行為等を処罰することとされています。また、その他の創作物の規制等については、児童の保護と表現の自由との関係等の観点から様々な議論がなされているものと承知しており、政府としても、国会における議論に対して積極的に協力してまいりたいと考えています。

児童ポルノの定義が曖昧であり、「三号ポルノ」を除外するといった定義の厳格化と絞込みが必要である。	現行の児童買春・児童ポルノ禁止法における児童ポルノの定義の改正の要否等については、様々な観点からの議論がなされているものと承知しており、政府としては、今後とも、国会における議論等に対して積極的に協力してまいりたいと考えています。
児童ポルノ禁止法の保護法益を現行の社会的法益と個人的法益の入り混じった状態から、個人的法益に特化した形に改めるべきである。また、「児童に対する人権侵害があったか否か」を問う法律に改めるからには、夫婦や恋人間で製造されたり、自発的に製造されたといった事例に、「児童ポルノ製造」のレッテルを貼ることのないよう留意すべきである。	児童ポルノについては、一般に、描写の対象となった児童の人権を害するとともに、児童を性的対象とする風潮を助長することになること等にかんがみ、児童買春・児童ポルノ禁止法において規制の対象とされているところである。また、児童ポルノについては、児童買春・児童ポルノ禁止法第2条第3項において、その定義が規定され、更に同法第3条において、この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない旨が規定されており、これらの規定に基づいた運用がなされているものと承知しています。
三年ごとの見直し規定を廃止すべきである。国際的な圧力を考えれば、毎回、規制強化せざるを得ないことが予想され、表現の自由を侵害する可能性が非常に高い。	児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童買春及び児童ポルノの規制を含む児童を性的搾取及び性的虐待から守るための制度について、改正法の施行後3年を目途として、改正後の法律の施行状況、児童の権利の擁護に関する国際的動向等を総合考慮して検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずることが相当と考えられたことから、児童買春・児童ポルノ禁止法附則第2条において、その旨の規定が置かれたところです。
児童ポルノがどのような機械で製造・拡散されたかの統計を取り、その結果次第で、適切な規制案を検討すべきである。	児童ポルノは、携帯電話、デジタルカメラ、ビデオカメラ等により製造されるものが多く、拡散に利用される機械も、パソコンや携帯電話であると承知しており、機械の統計をとるなどの必要はないと考えられます。
13歳以上の少年が凶悪犯罪を犯した場合、成人と同等に扱うべきとの議論がある一方、結婚年齢が男性が18歳、女性が16歳となっているにもかかわらず、結婚を前提としない18歳未満の者とのセックスが禁止されている。児童の定義がおかしいのではないか。	児童買春・児童ポルノ禁止法の対象となる「児童」については、児童の権利に関する条約、児童福祉法等における「児童」の定義等を踏まえ、第2条第1項において、18歳に満たない者とされているところです。
国際標準に合わせて、児童ポルノの定義を14歳以下が性行為をしている画像と明確にすればよい。	

児童ポルノの扱いを、海外と同じく、13歳未満とすればよい。	
大胆な水着姿の未成年者が出演する映像作品群について、年齢の適正表示を指導し、問題となった作品の中に、どれだけ成人が未成年者と偽って出演していたものがあつたのかを確認した上で、更に問題があれば、児童福祉法の枠内で対処に当たるべきである。	警察は、犯罪に該当する場合は、関連する法令を適用して取締りを行っています。
良い性産業と悪い性産業をきちんと区別し、良い性産業を法的に保護することが肝要である。児童ポルノに関しては、生産や所持より、流通経路に最大の問題があり、ネットを介した違法アップロードや違法ダウンロードに重点を置いた罰則を設定すれば、正しい性産業の在り方に近付くと考え。	児童ポルノの対象については、児童買春・児童ポルノ禁止法第2条第3項において、写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物と規定されており、同法第7条以下において、児童ポルノの提供等の行為に対する罰則が定められているところです。児童ポルノの規制等については、児童の保護と表現の自由との関係等の観点から様々な議論がなされているものと承知しており、政府としても、国会における議論等に対して積極的に協力してまいりたいと考えています。 警察は、法令に基づき児童ポルノの製造行為、公然陳列行為、提供行為等について厳正かつ適正に取締りを行っているところです。
児童ポルノの先行規制国は犯罪の減少に成功していないし、児童ポルノの減少にも成功していない。失敗している法律であるのに、導入すべきと言えるのか。	児童ポルノについては、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性等にかんがみ、児童買春・児童ポルノ禁止法により、児童ポルノに係る行為等を処罰することとされています。
提供に関与していない単純所持者を検挙したとしても、児童ポルノの流通が止まることはなく、児童ポルノの蔓延は、提供者を検挙できていない捜査機関の怠慢である。	警察は、法令に基づき児童ポルノの製造行為、公然陳列行為、提供行為等について厳正かつ適正に取締りを行っているところです。
単純所持規制の導入については、児童ポルノを意図せず自動的にダウンロードするウイルスの感染事例が米国で報告されており、冤罪を産む可能性が高く、十分慎重に判断すべきである。また、警察による別件逮捕等の恣意的な運用がなされるおそれがある。	児童ポルノの所持の処罰の要否等については、様々な観点からの議論がなされているものと承知しており、政府としては、今後とも、国会における議論等に対して積極的に協力してまいりたいと考えています。 国会において、改正されることとなれば、警察としては厳正かつ適正に改正の趣旨を踏まえ改正法を適用して取締りに努めてまいります。

人身取引対策である以上、民主党が通常国会に提出した児童買春・児童ポルノ禁止法の内容で十分であり、それ以外に規制の強化を検討するのであれば、人身取引に関する部分を強化すればよい。	児童ポルノに対する更なる規制や処罰の可否等については、様々な観点からの議論がなされているものと承知しており、政府としては、今後とも、国会における議論等に対して積極的に協力してまいりたいと考えています。
単純所持や取得罪等の規制は、警察権の濫用を招き、ネットを利用する誰もが犯罪者になる危険性をもたらす。人身取引対策にならないどころか、守るべき対象を犯罪者にしてしまう。現在、なおざりになっている児童保護の観点から、所管官庁を厚生労働省とし、ケアセンターを盛り込み被害児童を救済する法にすべきである。	児童ポルノの所持又は取得の処罰の可否等については、様々な観点からの議論がなされているものと承知しており、政府としては、今後とも、国会における議論等に対して積極的に協力してまいりたいと考えています。なお、児童買春・児童ポルノ禁止法の所管は、現在、法務省、警察庁、厚生労働省の共管とされています。
児童ポルノを販売しているのは親や教職員であることが多く、販売した側も買った側も同様に処罰すべきであるが、児童買春・児童ポルノ禁止法の施行から10年が経つ中、被害者のケアをする部署もない現状で児童の保護を訴えるのは矛盾している。取締りについても、10年間たいして行っておらず、このような現状で規制強化を訴えるのは危険である。被害児童の保護と心のケアを優先すべきであり、管轄は厚生労働省に定めるべきである。	警察では、被害児童に対して支援を行うとともに、要保護児童を発見した場合は、児童相談所において適切な保護が受けられるよう、通告を行っているところです。なお、平成20年は、児童ポルノ事件として676件、412人を検挙しています。 児童ポルノの所持又は取得の処罰の可否等については、様々な観点からの議論がなされているものと承知しており、政府としては、今後とも、国会における議論等に対して積極的に協力してまいりたいと考えています。なお、児童買春・児童ポルノ禁止法の所管は、現在、法務省、警察庁、厚生労働省の共管とされています。
欧米並みを要求する児童ポルノ規制がある一方、欧米ではアダルトビデオの局部にモザイクをかける必要はないという事実もあり、前者は良くて、後者はダメだ、という二重基準ではないか。 性的興味を充足させる目的を持って児童ポルノを所持する行為を規制するのは、児童ポルノに性的興味を抱く者は検挙され、そうでない者は検挙されないという解釈ができることとなり、内心の自由に抵触する。複数回取得することについても、同様である。	

流出したデータが複製を生み完全消去が困難であることから、被害者の精神的苦痛等二次被害に対処する必要があるが、単純所持禁止は、被害者救済の観点だけに偏った危険性を持っている。物質ではなく情報である画像映像データを厳重な管理が義務付けられる化学物質や銃器類と同様に扱うことは冤罪の多発を招く。
児童ポルノの製造・頒布・販売については、厳罰化しても良いかもしれないが、単純所持について罰則を設けるのは危険である。過去に取得した児童ポルノを除外するにしても、それを証明するのは困難であり、また、逆にパソコン操作によって取得日をずらすことも可能である。
現在、自民公明両党が提出し、審議中である「新たな人身取引対策行動計画(仮)」とも関連の深い児童ポルノ法改正法案につきまして、自由民主主義国ではあるまじき「単純保持規制」、「創作物規制」の条項に断固反対していただきたい。
児童ポルノは、子どもへの性虐待を引き起こす恐れがあります。アニメや漫画などの「非実写」についても同様です。日本は「表現の自由」で思考停止になることなく凌辱系の描写はきちんと規制すべきです。
児童ポルノ対策としては、児童ポルノ禁止法を廃止し児童虐待防止法と統合することを最低条件とし、児童ポルノの流通・取引を効果的に防止するために、定義を「実在する児童の性的虐待の記録」と明確に定め、関連する他の法律の妨げにならないように正して頂きたいと思います。

児童ポルノに対する更なる規制や処罰の要否等については、様々な観点からの議論がなされているものと承知しており、政府としては、今後とも、国会における議論等に対して積極的に協力してまいりたいと考えています。

	単純所持禁止と家宅搜索の適用について。 日本国憲法(第89条第1項と第39条)に記載されているように改正前に入手した物については罰しないということで対応して、改正後にそれを提供したり嫌がらせで画像を送り付けたりすること、画像を掲載したりしたのを突き止めた場合に適用する。 大いに賛同します。特に、児童ポルノの単純所持および子どもを性的虐待する画像すべての規制をぜひ進めることを要請します。 児童ポルノの呼称を違法児童虐待画像に改め、実在の児童を性的搾取・虐待から保護する法律であることを明確に示す。 児童ポルノ等の排除についても、法改正の検討を含め、積極的に取り組むべきである。	
	インターネット上の流布物の判断に関しては、警察ではなく、アダルト分野に詳しい識者を加えた政府により判断されるべきである。また、インターネット上の年齢認証が甘い現実があり、子どもが見てしまうことについては、ゾーニングを強化すれば、現行法で十分対応可能である。 漫画やゲームといったサブカルチャーが世界で評判なのは、国が口を出さず、規制が少なかったからであり、今更口出しされて文化を潰されたくない。本来の目的である実在の児童のためになることをすべきである。	児童ポルノ該当性の判断は、判例等を踏まえて慎重になされています。

児童ポルノ規制について、インターネット上にある二次元創作物(マンガ、絵など)等に関する規制について詳しく書かれていない。実際の人間が記録されている児童ポルノについては規制するべきだと思うが、二次元創作物については規制するべきではない。諸外国と比較して日本は性犯罪率が低く、女性への性犯罪の被害者率(対人口比)は、日本は1.3%で、OECD平均が1.8%と児童ポルノを規制している諸外国よりも低い。それにも関わらず二次元創作物についても規制するならば、性欲が現実世界の人間に向けられる可能性もあることも十分考えるべきであり、かえって現在よりも性犯罪率は高くなるという逆効果を招く。必要なのは、それらのクオリティを上げて、実在の人物への性的好奇心を無くすことである。	
小説、漫画及びイラストも児童ポルノと見なして禁止するのであれば、そのための論理的・科学的な検証、必要な裏付けを行い、まとめたものを国民に公開すべきである。	
二次元創作物について、現実世界で被害者が存在しないのに、製作者が架空のキャラクターの人権を侵害したことになるというのはやりすぎであり、表現の自由の侵害である。実在する被害者を出さない創作物で発散させることは文化的なことであり、欧米に合わせれば良いというものではない。	
二次元創作物については、ゾーニングの努力義務化若しくは義務化で十分ではないか。	
タイ、東南アジアにおける児童買春について、日本人が主体とのマスコミ報道があるが、実際は他国の人間が多数を占めており、主張すべきことを主張せず、外国から言われたことに何でも応じてしまうことは国益を損なう。	漫画、ゲーム、アニメ等の規制の要否については、児童の保護と表現の自由との関係等から様々な議論がなされているものと承知しており、政府としても、今後とも、国会における議論等に対して積極的に協力してまいりたいと考えています。 東南アジアにおける児童買春について、日本人のみが加害者であるとは考えておりません。人身取引は国際社会が一致して取り組むべき課題であり、各国がそれぞれ対策を講ずる必要があります。

児童ポルノを規制するよりも、性犯罪者の再犯防止に力を入れるべきあり、人権的にも法的にも問題のない事項から率先して導入し、着実な被害者の減少を図るべきである。	御指摘の性犯罪者の再犯防止については、児童ポルノと同様に重要な課題であると考えています。他方、児童ポルノについては、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性等にかんがみ、児童買春・児童ポルノ禁止法により、児童ポルノに係る行為等を処罰することとされています。
不法就労や密入国の親に伴って入国してきた児童等、学校や地域社会に所属しておらず、存在の認識自体が難しい児童等を見落とさないため、入管の人員を増員し、子どもが働かされたり、性的搾取されていないか調査する専従の人員を設けるべきである。	入国管理局では、警察や市区町村等の関係機関との連携を更に密にし、情報収集に努めるなどして、適切に対応していくこととしたい。
例えば児童ポルノに対してであろうと、情報に対するものとして極めて不適切な「ゼロ・トレランス(不寛容)」の語を削除してもらいたい。警察の捜査権濫用や表現や言論の自由、そして知る権利等の基本的人権を奪う事にも繋がりがねず、非常に危険な事である。	児童に対する性的搾取は決して許されないものであることから、「ゼロトレランス」の観点重要であると考えます。
「ゼロ・トレランス」とは、「あらかじめ枠組みを定め、そこからわずかでも外れたものには理由を問わず例外なく厳しい罰則を課す」という『異質(とされたもの)に対する排除』であり、犯罪に対する対応にゼロ・トレランスの観点を用いるということは、被害者自身を「排除されるべき異質」として扱う危険性が高く、適切ではない。	
「児童ポルノ等」との記述における「等」とは何か不明瞭であるが、排除すべきは搾取・虐待の犯罪行為そのものであり、いたずらに拡大解釈をするべきではない。	御指摘の「等」は、児童ポルノ以外の児童に対する性的搾取を目的とした犯罪行為を念頭に置いています。
単純所持禁止や取得罪では逆効果であり、むしろ非出会い系サイトの規制によってのみ児童ポルノ根絶に向かうのではないのでしょうか。	国会において法が改正されることとなれば、警察では、厳正かつ適正に改正法を適用して取締りに努めてまいります。

児童ポルノと解釈される映像等を自発的に発信した場合はどうなるのか？つまり自己顕示欲等の充足を目的として行われるそれらの行為およびその生成物に対してどのような対応を執っていくのかを明確にしてほしい。	児童ポルノの提供等に該当する行為については、児童買春・児童ポルノ禁止法の規定に従い、罰則等が適用されることとなります。
近年のコンピュータの発展に伴い児童ポルノを含む多くの画像はデータとして存在することが多くなっている。なぜ児童ポルノ情報だけが所持禁止になるほどの悪性情報であるかの説明がなされていない。	児童ポルノは、被害児童に重大な精神的ダメージを与える重大な犯罪であると考えています。 児童ポルノの所持の処罰の可否等については、様々な観点からの議論がなされているものと承知しており、政府としては、今後とも、国会における議論等に対して積極的に協力してまいりたいと考えています。
国として、児童に対する人身取引や児童ポルノを含む性的虐待の実態調査を、他の非政府組織等に関与させず公的機関のみで行う事。単純所持や創作物に対する規制を積極的に推進する団体の中には、嘘のデータや一方的な情報を持ち出して規制を迫るものが多数存在しています。	警察では、児童ポルノ事件の捜査等を通じて、実態を具体的に把握しています。
児童ポルノ法には提供罪というものがありますが、これも望ましくないでしょう。提供罪は、現状警察の手柄稼ぎに使われるのみであり、児童保護には貢献していません。実際に、「児童ポルノ犯罪」の数を増やすことはできても、被害者を減らすことには何の効果もでないはずで。	被害児童の画像が第三者に提供されることによって、その画像は拡散し、回収することは極めて困難になることが多く、その場合、被害児童は、将来にわたり苦しむことになります。 児童買春・児童ポルノ禁止法においては、児童ポルノを提供等する行為については、当該児童ポルノに描写された児童の心身に有害な影響を与え続けるだけでなく、このような行為が社会に広がるときには、児童を性欲の対象としてとらえる風潮を助長することになるとともに、身体的及び精神的に未熟である児童一般の心身の成長に重大な影響を与えるので、このような行為を規制、処罰することとしたものです。
強制売春と、援助交際などの自発的な売春を同一視して取締まるのは根本的に間違っており、両者の境目が曖昧な状態では、本来捕まえるべき犯罪者が大多数の犯罪者に埋もれる結果になってしまいます。	警察では、法と事実に基づいて、厳正かつ適正に取締りを行っています。 売春防止法においては、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良な風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰することとしています。他方で、児童買春・児童ポルノ禁止法においては、児童買春が、その相手方となった児童の心身に有害な影響を与えること等から、これらの行為を処罰することとしたものです。

被害児童への手厚い保護や、性犯罪の厳罰化などが重要かと私は思います。	児童買春・児童ポルノ禁止法においては、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性等にかんがみ、児童買春・児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めています。また、性的搾取の被害に遭った児童について、児童相談所に相談・通告があった場合は、児童心理司による面接等を行うとともに、必要に応じ、医療機関による専門的な治療、一時保護等を行っているところです。
サイトブロッキングも総務省や警察等の検閲機関・自主規制団体なりの一方的かつ強引な認定により、全国民がアクセスできなくなるサイトを発生させるなど絶対にやってはならないことである。憲法に記されている表現の自由・知る権利といった国民の基本的な権利を侵害するサイトブロッキング導入は許されない。	児童買春・児童ポルノ禁止法に基づき、インターネット上における児童ポルノの提供等に対して、厳正に対応してまいります。
いわゆる出会い系サイト規正法施行後の平成19年7～9月の例では、被害児童の年齢は206人中205人(99.50%)が13歳以上、被害児童による書き込みが196件(81.30%)でした。多くの場合、被害者側からの働きかけで事件が起きていたこととなります。同法では児童買春などを不正に誘引したものを処罰するため、いわば売り手である未成年者側にも処罰が及び、厳罰化を伴わずに淫行事案が減少しています。よって、性的意思決定権があるとされる13歳以上の自発的な売春行為は児童買春・児童ポルノ禁止法の対象から切り離し、売春防止法(第三条 何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない)あるいは新たな法律で売り手、買い手の双方を処罰できるようにすることを求めます。	児童買春・児童ポルノ禁止法の対象となる「児童」については、児童の権利に関する条約、児童福祉法等における「児童」の定義等を踏まえ、18歳に満たない者とされています。
児童ポルノに関してですが、生活に困窮した故に親が子供を売ってしまう・虐待等により家に居られなくなった子供が家出をし、稼ぐ為の手段として手を出すことが十分に考えられますので、先ず、生活基盤の安定化と、家に居られない子供の早急なケアをする方が大事だと思います。	児童相談所では、保護者による不適切な養育を受けている児童等の要保護児童について相談・通告があった場合は、児童福祉司による指導や、児童相談所における一時保護等を行っているところです。

		児童ポルノ等といったものが人身取引とどう関連するかも全く説明がなされておらず、いわゆる「二次元規制」ではないかという疑念を受けます。「児童に対する性的搾取」という言葉も人身取引とは直接何らの関係もないものではないでしょうか。児童に対しての保護にはまた別の対策が必要ではあると思われますが、この計画全体を俯瞰するに当たってはこの③の条項は削除するべきだと私は主張します。 対策にしても“防止”は一定の効果を挙げていることが判るが、ゼロトレランス、即ち“効率を無視して血税を用いる”と宣言されている“撲滅”については、我が国の人口からすれば正にゼロにも等しい数十名程度の摘発に過ぎず、効率を云々するのもバカバカしい程の数字となっている。残念ではあるが犯罪者は常に一定数存在する以上、ゼロにすることは無理であり、それを求めて血税を浪費することほどの無駄は無い。	児童に対する性的搾取は、人身取引議定書からすれば、明らかに人身取引であり、児童に対する性的搾取について対策を講ずることは重要と考えるため、「ゼロ・トレランス(不寛容)」の観点から対処するものです。
Ⅱ－２－(１) －④	悪質な雇用主、ブローカー等の取締りの徹底	国際結婚支援と称して、結婚後に相手が財産を持って失踪するという婚姻制度を悪用した事件も相次いでおり、相手国との身元確認等を厳格化し、悪質な業者を除外すべきである。	警察では、外国当局とも連携しながら、偽装結婚をあっせんするなどして人身取引を行う悪質なブローカー等の取締りを徹底しています。
		心から人身売買をなくしたいのならば、ブローカー・客たちを根こそぎ逮捕するほかないのではないかと。また、被害者が母国に帰国する際に、その国のブローカー等が危害を加えようとするのであれば、被害者をおとりにして、加害者を検挙することができるのではないかと。	警察では、人身取引事犯の撲滅に向け、関係行政機関と連携して、悪質な雇用主、ブローカー等の取締りを徹底しています。外国の捜査機関に対してはブローカー等の検挙を要請することもあります。おとり捜査の実施については当該外国の捜査機関において判断すべきものと考えます。
		悪質な雇用主が後を断たない事を考えると労働基準監督署の権限強化や増員も含め、労働政策とのリンクによって強力な規制と救済体制を作ること求めます。	労働基準監督機関では、人身取引被害者を含め労働者に関する労働基準関係法令違反を認めた場合には、適切に法違反の是正に向けた指導を行っているところであります。政府としては、関係機関の連携・協力を図り、適切な体制の整備に努めてまいります。

		男性被害者の掘り起こしについて言及すべきではないか。労働搾取が言及されたのは評価できる。これは、とりわけ外国人研修・技能実習生制度を意識した内容だと受け取れるが、課題をより鮮明にする目的から、具体的に言及すべきではないか。	労働搾取を目的とするものを含め、人身取引事案についての認識を関係行政機関において共有し、人身取引事犯の早期発見に努めていきます。
		どのような場合が労働搾取に該当しうるのかについて具体的な指摘がない。「労働搾取の防止」に言及するのであれば、より具体的に「外国人研修生・技能実習生などに見られる事案」であることを明確に記述すべきである。(P4④)「悪質な雇用主、ブローカー等の取締りの徹底」の項では、連携する関係行政機関のなかに労働基準監督署を挙げているが、その取扱い事案の対象となるのは外国人研修生・技能実習生等である。	過去、研修等に係る不適切な事案が判明しているところ、これらの事案は、国際基準に照らし、人身取引や強制労働に該当するような著しく悪質なものと認められませんでした。今後とも不適切な事案に対しては厳正に対処していきたいと考えています。
		過去の事例を検討し、労働搾取を目的とする人身取引の事例を検証すべきである。	今後、人身取引の定義及び最近の情勢を踏まえつつ、関係省庁が連携して、被害者の認知から保護・帰国支援に至る一連の手續等や関係行政機関の連携の在り方を検証し、人身取引事案の取扱方法について体系的な整理を行い、また、人身取引事案に係る関係省庁横断的な情報共有及び統計の充実を図るとともに、事例の蓄積を行い、人身取引被害者の特定や人身取引事案の適切な取扱方法と合わせて、関係省庁間、国と地方の間及び地方の関係行政機関間で情報交換を行う枠組みについて検討することとしています。
Ⅱ－２－(２)	国境を越えた犯罪の取締り	東南アジアへの日本人旅行者は非常に多いが、児童買春で検挙される人数はほぼゼロであり、不要な加害者意識を持つ必要はない。日本は世界でも有数の健全な国家であり、不必要な締め付けやへりくだりはしないであらう。	人身取引被害者の送出国や日本人による児童買春等が行われている疑いのある諸外国の捜査機関との間で情報交換を必要に応じ実施することや、外国当局が、当該国で児童買春・児童ポルノ事犯等の人身取引事犯に関与した日本人を訴追するに当たり、我が国に捜査共助を要請してきた場合に共助を実施することは、外国関係機関と連携しながら人身取引対策を総合的・包括的に推進する上で不可欠です。

		これが共謀罪の早期制定に発展する事を強く危惧します。 共謀罪を創設したい側の論理では国際協調が最も強調されており、この項がその枠組みの中で出てきた物では無いかと疑わざるを得ません。	御指摘の「共謀罪」は、先の通常国会まで継続審議とされていた「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」において新設することとされていた組織的な犯罪の共謀罪を指すものと思われますが、「(2) 国境を越えた犯罪の取締り」は、同罪の新設と直接関連するものではありません。
Ⅱ－２－(２)－①	外国関係機関との連携強化	4ページの①「外国関係機関との連携強化」の一部に暫定的に反対する。本件は、ICPOを通じて、諸外国との情報交換を必要に応じて実施するとしているが、今後児童買春・ポルノ禁止法にて単純所持罪又は取得罪が含まれた場合、過去の取得や単純所持の情報なども交換するのかという疑問がある。なにより、法案を曖昧にしたまま、情報交換をするというのは非常に危険であると考え。	インターネット利用に伴い、児童ポルノ事犯は広域化・国際化していることから、外国捜査機関との連携は今後も強化する必要があります。児童ポルノに係る情報については、法の趣旨に則り適正に取り扱われています。
Ⅱ－２－(２)－②	国際捜査共助の充実化	4ページの②「国際捜査共助の充実化」に暫定的に反対する。本件は、「刑事共助条約等の関連する国際約束に基づいて我が国に捜査共助を要請してきた場合には、国際捜査共助法等の国内関連法に基づく積極的な共助を実施する」としているが、これを利用して捜査共助を要請してきた国の法律の基準で、日本の法律を作り変えようとする動きが活発化しないとも限らない。	我が国と外国との間の刑事共助条約等の関連する国際約束については、我が国国内法も踏まえて作成されており、その下での共助は、要請を行った国の法律の基準ではなく、我が国の国内法に合致した方法又は手続により実施されています。 また、そもそも国際捜査共助は、国際捜査共助法及び関連する刑事共助条約等の国際約束に定める要件に基づき、外国当局が行う捜査・訴追に必要な証拠の提供を行うものであり、我が国の法律の改正を目的とするものではありません。
Ⅱ－３	人身取引被害者の保護	日本においては児童保護に対する予算は一切出ていない。本当に児童保護を主目的とした法律にするのならば、ケアや児童保護を主目的とする予算を組むなり、施設を作るなりするべきであり、メンタル及び身体面から被害者を支えていくような政策を早急に構築すべきである。現状の児童を建前とした警察主導による規制の強化ばかりを推進する政策自体、児童保護に関して言えば間違いであるとしか言い様がない。	人身取引の被害に遭った児童について、児童相談所に相談・通告があった場合は、児童心理司による面接等を行うとともに、必要に応じ、医療機関による専門的な治療、一時保護等を行っているところです。 また、厚生労働省では、児童のケア等の充実を図るため、児童相談所の体制強化等について予算措置をしているところです。 こうした取組を通じて、要保護児童の適切な保護・自立支援に努めてまいります。 警察においては、少年サポートセンターが中心になって、関係機関と連携を図りつつ、被害少年の精神的打撃の軽減を図るため、カウンセリングや保護者への助言その他の継続的な支援を実施することとしています。

		児童ポルノ法を改正し、単純所持禁止、またはそれ以外の規制を新たに打ち立てるのだとすれば、児童ポルノと児童の性的・暴力的被害の科学的・統計的相対関係の明示化、創作物に関する規定も含めた「児童ポルノ」自体の明確な定義化が必要不可欠。	児童ポルノの所持の処罰の可否等については、様々な観点からの議論がなされているものと承知しており、政府としては、今後とも、国会における議論等に対して積極的に協力してまいりたいと考えています。
		人権侵害を受けている外国人労働者がその告発を躊躇する最大の理由が「告発をすれば入管に見つかって収監・国外退去にされる」と言う恐怖の念にある事を考えると、「違法入国者」に対する期限更新型の永住権・市民権の付与や基準の大幅緩和なくして実行不可能です。 外国人労働者の人権が大きく制約されている現状制度を変えることとセットで行われるべきです。	人身取引の被害者については、その保護を旨とし、仮放免を弾力的に運用するなどして、収容しない状態で手続を行っているほか、在留特別許可を付与するなどして、法的保護の安定を図っています。
		人身取引の定義に関連して、被害者認定の基準を示すべきではないか。	人身取引被害者の認知は、従来から、人身取引議定書第3条に従い行われていますが、本行動計画においても、序文においてその定義を明記するとともに、関係機関間の連携を強化するなどして適切に実施することとしています。
Ⅱ－３－(1)	被害者の認知	被害者の認定を項目として設置し、被害者認定を行う独立機関を設置すること。	
		人身取引の被害に遭った被害当事者自身が被害を認識しない(多くが、今の状況を堪え忍べば後に多額の労働報酬が得られると信じ込まされている)、もしくは雇用者やブローカーの不法行為を認識できない、という現実がある。被害当事者が、より人身取引という犯罪および被害を認識するために、即座に警察や入管が人身取引の被害者であるかどうかを判断するのではなく、被害者かどうかを判定・認識するための期間および対応を、「WHO人身取引された女性のインタビューのための倫理と安全制に関する提言」等を参考にしながら、講ずるべきである。	警察及び入国管理局では、人身取引事犯と思われる事犯に着手した場合等については、可能な限り早い時期に人身取引被害者該当性について判断し、適切な被害者保護に努めております。 今後も被害者の保護を旨として人身取引対策を推進することとしたいと考えています。なお、御意見にあるWHOの提言書のほか、国際移住機関(IOM)の被害者支援のためのハンドブックについては、人身取引に係る執務の参考としています。

Ⅱ－３－（１）－①	潜在的被害者に対する被害者保護施策の周知	来年度からの実施予定で、技能実習生に対して受け入れ機関が日本の労働法や問題があったときの相談先を周知することを定める指針が策定されようとしています。人身取引対策に関する情報も周知項目に入れるようにしてもらいたいと思います。	「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」については、既にパブリックコメントを終了し、近日中に公表予定のところ、同指針には監理団体において技能実習生の母国語での相談に対応することを盛り込んでいます。 なお、地方入国管理局に人身取引対策官を置き、人身取引対策の実施に努めています。
		「潜在的被害者に対する被害者保護施策の周知」について。「婦人相談所が国籍を問わず…」とは誰を対象として広報・周知をするのかを明確に記すべきである。	御指摘を踏まえ、修文することとします。
		ホームページの英語版を媒体とした保護施策の周知に関し、現実的には外国人被害者の多くがインターネットに簡易にアクセスできる環境にいるとは限らない点も考慮し、出国前審査・研修に手渡しする資料への挿入、入国時の旅券への差込み、また潜在的被害者の利用頻度が高いと思われるホテルの女子トイレやタクシーの車内へのステッカー添付等、様々な形で潜在的被害者の目につく努力を同時に行うことが有効と考える。	現在、警察においては、免許証サイズの9か国語対応のリーフレットを作製し、被害者の手に届くよう配布していますが、御指摘を踏まえ、今後、関係省庁で、より効果的な周知方法等を検討したいと考えています。
Ⅱ－３－（１）－②	各種窓口における対応	警察による外国人登録証明書の照会が24時間365日できるような体制の整備を希望する。	警察が逮捕等した外国人被疑者の出入国及び在留許可等の電算記録等については、24時間365日照会を受ける体制を構築しています。
		支援者、法執行機関、NPO、弁護士や司法書士、一般市民、そして被害者自身が電話やメールで情報照会・通報できるホットラインなり総合案内が必要。	被害者の被害申告を容易にするための多言語ホットラインについては、その運用又は運用の支援を検討していきます。また、関係者が情報を照会できる体制については、政策の企画・立案・調整を一元的に担当する部局を設置する必要性について検討していく中で、併せてその必要性についても検討してまいります。

潜在的な被害者は法務省のホームページ(しかも英語版)にアクセスできるような状況にはない。多言語でのホットラインをぜひ設置すべきである。被害者ホットラインに関しては、電話線を引き、相談員を確保するだけでは、期待するような効果は上がりません。熱心な広報活動が必要です。まずはホットラインをある程度浸透させ、被害者が保護されるよう、きちんと分かりやすいアドバイスができる人材を上手く使いこなすことを必要です。	被害者の被害申告を容易にするための多言語ホットラインの運用又は運用の支援を検討していくこととしています。 また、関係行政機関が連携して、多様な手段により潜在的被害者に対する被害者保護施策の周知を行うこととしています。
被害者の識別にあたっては、警察官だけでなくソーシャルワーカーなどから丁寧な聴取が必要となる。	警察では、人身取引議定書第3条の定義に基づいて人身取引被害者を認知しており、被害者該当性の判断のための事情聴取のポイント等については、執務資料等の形で各県警を指導する等し、取扱い警察官の被害者認定に誤りのないように努めています。
「各種窓口における対応」のなかに、労基署も含めるべきである。研修生・技能実習生の事例では労基署に駆け込むケースが多いし、労働関連法違反の調査の過程で人身取引被害が認知される可能性がある。労基署の役割は極めて重要である。	御指摘を踏まえ、修文することとします。
「各種窓口における対応」について、窓口となる機関の「調整機能」の強化を求める。多言語ホットラインが必要であり、かつ、ホットラインと連動した受け皿の整備が必要である。被害者と支援機関を結び、一時滞在(宿泊)施設を併設し、適切な支援を行える機能を一元化すべきである。	潜在的な被害者を含めた被害者の幅広い発見・認知のために、様々な行政機関の窓口において、人身取引被害者からの相談・保護要請に対応するとともに、関係行政機関が相互に連携することで、被害者の適切な保護を推進していくこととしています。ホットラインと関係行政機関の連携については、ホットラインの運用及び運用の支援についての検討の際に、適切な連携の在り方について検討していきたいと考えています。

		「多言語ホットラインの運用又は運用の支援について検討」 →「多言語ホットラインの設置及び運用又はその支援について検討」 これに関しては「検討」に留まらず、実施に向けた積極的な取り組みをぜひお願い致したい。なお、人身取引被害者が自らの被害性を自覚していることは稀であることから、ホットラインの対応を「人身取引」に限定せず、多言語による困り事の一般相談といった形で、広い層を対象とする中から潜在的な被害者の声を拾い上げる対応が効果的と考えられる。 実際の設置や運用にあたっては、既存の資源を生かしつつ、どのような体制を整えていくか、具体的な検討が必要となる。	被害者の被害申告を容易にするための多言語ホットラインについては、その受付内容の点も含め、まずは運用又は運用の支援について検討してまいります。
Ⅱ－３－（１）－④	新たに明らかになった被害者への対応	これまで、既に保護した被害者、あるいは自ら保護を求めている被害者からの直接の声に関しては、これらの情報を基に捜査や取締りが行われた例は多くみられるが、例えば逃亡中の被害者が第三者(IOM)を通じて提供した情報等については、必ずしも十分に活用されていないと思われるケースもある。潜在化する人身取引被害の発見のためには、あらゆる情報源、とりわけ出所が明確な情報については積極的な対応をお願いしたい。	御指摘を踏まえ、修文することとします。
Ⅱ－３－（２）	被害者保護の徹底	これを悪用しようとする者の排除対策も徹底すべきである。真面目に日本で労働し、日本と母国に貢献したい、日本を愛し出生国を捨ててでも日本人になりたい、日本人と恋愛結婚したいという外国人を真に保護し支援する制度の整備をすべきである。	人身取引は重大な人権侵害であり、人道的観点からも被害者の保護を旨として対応しているところですが、同時に、悪用事案を生じさせないよう、関係機関が連携を強化するなどして、慎重かつ適切な判断にも努めています。

Ⅱ－３－（２） －②	被害者の安全確保	フォレンジック・インタビューの導入及び必要な人材の育成を求める。児童のケア及び児童性虐待事件の解明を進める上で必要である。	警察では、被害児童に対する事情聴取に当たっては、被害児童の心情や特性を理解し、二次被害の防止に配慮しつつ行うよう努めています。 児童相談所では、人身取引や性的虐待の被害に遭った児童について、相談・通告があった場合は、児童心理司による面接等を行うとともに、必要に応じ、医療機関による専門的な治療、一時保護等を行っているところです。 また、厚生労働省としては、「子ども虐待対応の手引き」において性的虐待への取組の指針を示すとともに、子どものケアに当たる職員の資質向上の為に研修を実施しているところであり、こうした取組を通じて、全国の児童相談所が性的虐待に対して適切に対応できるよう、支援してまいります。
		日本の政府は児童ポルノの取締りに熱心ですが、児童ポルノを撮られ心身を傷つけられた子供たちの保護にはあまり熱心ではないようです。これは児童ポルノ禁止法が風紀維持の法律と見なされてきたからで、警察や裁判所も子供達一人一人が被害者であるという認識が希薄だという指摘がなされています。こうした問題点を改めていただきたい。	警察としては、被害者の保護・支援についても積極的に取り組んでいます。 今後も、被害児童を発見した際には、被害児童の対して支援を行うとともに、児童相談所に対する通告を始めとする適切な措置をとっていきます。
		ビデオリンク制度は既に導入されているが、海外の被害者の場合、インターネット等を利用した双方向通信を利用することで現地から裁判に参加できるよう積極的に検討すべきである。なお、この場合、検察側の恣意的な誘導を防ぐために中立的な弁護士等を現地で同席させる等の措置も必要である。	被害者参加制度においては、被害者参加人は、公判期日に出席して自ら直接訴訟活動を行うために被告事件の手續への参加の申出をした者であることにかんがみ、公判廷とは別の部屋に在席することを前提とするビデオリンクの措置をとることはその性質上なじまないことから、ビデオリンクの措置を採ることまでは認められていないことを踏まえると、海外にいる被害者等の被害者参加についても、慎重な検討が必要であるものと考えています。
		被害者の安全確保に関して、日本警察がどこまで積極的に保安能力を出しきれるかは以前から少々疑問でした。是非とも対処する機関、団体の守秘義務関連は徹底してもらいたいです。	警察が、人身取引被害者が保護されている施設を公表することはありません。関係行政機関において、今後とも被害者の情報保護、安全確保に努めてまいります。

		「被害者支援員等による被害者への付き添い」は法廷のみに限らず、警察や検察及び入管等の法執行機関による聴取でも可能となるよう検討願いたい。昨今、加害者の取調べにおいても可視化が求められる傾向がある中、あくまでも被害者である人物の聴取においては、犯罪被害者保護の観点からも、なおのことこうした配慮が求められる。	警察においては「被害者支援要員制度」を運用し、犯罪被害者の求めに応じ、警察での事情聴取や病院等への付添い、相談受理等を行っています。入国管理局では、保護された被害者の手続については、職員が保護先に出張するなどして行っているところ、国際移住機関(IOM)との連携の強化に努めたいと考えています。 海上保安庁においては、各部署の海上保安官から犯罪被害者等支援主任者を指定し、被害者等のプライバシーの保護、身体的安全確保及び精神的負担の軽減に配慮するとともに、被害者等への必要な助言、情報提供を行うなど支援体制を構築しています。
Ⅱ－３－(２)－③	被害者としての立場への配慮	本格的な捜査をする場合は、証言者から有効な証言を引き出すには捜査協力に対する本人の同意と、彼らを支援する公と民双方の社会組織の充実が必要である。被害者へは、一定の定住資格の後(たとえば3年)、被害者本人の日本への移住の状態を審査するなど段階を踏む方法も考えられるだろう。被害者と家族が定住するために、日本の社会と彼らを橋渡しし、自立を促すために自治体とNGOが協力することが不可欠である(これは、難民、中国帰国者、外国籍のDV被害者への定住支援と共通する部分もある)。	人身取引被害者に対しては、被害者保護施策の周知及び在留特別許可等の法的手続に関する十分な説明を行うとともに、可能な範囲で今後の捜査について説明を行うこととしています。 また、被害者に対しては、在留特別許可を付与するなどして、法的保護の安定を図っているところ、許可の内容については、本人の希望、個々の状況等を勘案し判断しています。
		被害者が保護され、精神的、身体的に回復をするべき期間である保護施設での滞在中は、被害者の安全を守り、治療を行う、未払い賃金を獲得する、受けた人権侵害を訴えるなどこれまでの不利益を回復することを優先させる必要がある。 したがって、「③被害者としての立場の配慮」⇒「被害者保護と不利益の回復の優先」に変更する。	本項目においては、相談・各種手続、取締り等の過程で人身取引被害者であることが判明した場合に、取り急ぎ行う対応として、被害者としての立場へ配慮した周知、説明、措置に努めることをについて記述しています。被害者の安全確保、医療ケア及び法的援助については、別項目において記述しています。
		「被害者としての立場に十分配慮した措置に努める」を「被害者保護と不利益の回復の優先を推進する」に訂正すべきである。単なる配慮ではなく、より明確に措置策を提示する必要がある。	

	被害者の心身の健康や将来の不安解消のためのカウンセリングや帰国後の情報提供を含めて、被害者側の立場に立った保護・支援事業が必要である。日本には被害者の側に立った特別代理人制度などの検討などの施策は整備されていないが、スウェーデンにおける特別代理人制度(2009年11月22日全国シェルターネットシンポジウムにおけるギータ・ハディング博士の講演による)が参考になり、今後の検討が望まれる。	検察庁等において実施している被害者等通知制度については、日本国内で取り扱った事件の被害者を対象としているものであり、その被害者の国籍や居住先にかかわらず、検察官が適宜通知を行うこととなっているため、国内に居住しない外国人にも適用されます。そのほか、被害者に対する法的援助に関する周知や法的援助を積極的に行うこととしています。
	被害者に対するインフォームド・コンセントは、現場で徹底しているとは言いがたい。捜査協力においては、十分な説明と情報提供を行ない、十分に考慮する時間と機会を与えた上で、被害者の自らの意志に基づいて協力をする旨、書面による意思確認をするべきである。特に説明が不十分であったために、当初、捜査への協力を表明しつつも、途中から捜査協力を取りやめたいと途中で訴える者もいるが、この点は、むしろ当初から十分に説明を行い被害者に理解を得ることによって回避する余地もある。捜査への協力はあくまでも自由意志であり、途中で協力意志を撤回したとしても被害者は責めを負うところのものではない。被害者の権利と意志を尊重した本当の意味での「被害者の立場への配慮」をお願いしたい。	これまでも捜査に協力していただけるよう、可能な範囲で被害者に対して説明等を行ってきたところ、今後も捜査協力に応じていただけるよう、十分な説明に努めていきたいと考えています。
	「捜査機関において、被害者が…(中略)…十分配慮した措置に努める」の部分につき、難解かつ曖昧な表現になっている点、再検討いただきたい。現行でも、資格外活動、不法滞在、偽装結婚等については、事実上免罪になっているのが実情であり、評価致したい。右に加えて、ブローカーの管理下で強制的に行われた犯罪に対しては、凶悪犯罪への関与の想定も排除はできないながらも、国際基準に照らして「原則免除を念頭に程度に応じて勘案する」などの文言への置き換えをするべきである。また被害者に対しては十分な安全の確保が取られることを明示したうえ、徹底する必要がある。	人身取引被害者が何らかの犯罪を犯した場合、当該犯罪が人身取引被害の一環として同取引に付随して行われたものであるか否か、以後の捜査の状況等の事情を勘案しつつ、被害者としての立場に十分配慮した措置に努めることが相当と考えられることから、その趣旨を明らかにするため、本案文のような記載としたものです。なお、被害者の安全確保については、別途、記載しているところです。

Ⅱ－３－（２） －④	被害者の法的地位の安定	人身取引被害者とはいえ、不法入国者であることに変わりはなく、「在留特別許可」目当てにあえて悪質なブローカーを利用するケースもあるのではないかと。在留特別許可は必要最低限のものとすべき。	人身取引は重大な人権侵害であり、人道的観点からも被害者の保護を旨として対応しているところですが、同時に、悪用事案を生じさせないよう、関係機関が連携を強化するなどして、慎重かつ適切な判断にも努めています。
		人身取引の手段として偽装結婚が生じた場合、既に保持している「日本人の配偶者等」の資格は、被害者が帰国するまでの「正規」滞在を可能とするものではあるが、より根本的には「偽りの」資格である。人身取引の被害者と認定された者に対しては、保護の時点で「正規」滞在資格を有しており「正規」資格で帰国できる状況にあるとしても、「在留特別許可」に切り替えることが適切である。これは帰国後に本国で送り出しブローカーの訴追を行う際等に、日本で公的に被害者認定を受けている事を示す重要な事実関係となることから、非常に重要である点強調したい。 なお現行の体制では、正規滞在資格を持たない被害者に対して、在留特別許可が新たに与えられる場合には費用が発生しないが、滞在資格を変更する場合や、捜査協力等を理由とする滞在の長期化から発給済の在留特別許可の延長が必要となる場合には手数料が発生する。これは、このような事態が想定されていなかったために、既存の在留資格の変更・更新手続き申請の運用基準が適用されているためであると思われるが、「偽りの」正規資格から人身取引の被害者としてしかるべき資格に変更を行う場合や、被害者が捜査協力や帰国準備、あるいはすぐに帰国できない等の事情があるために滞在が長期化している場合の在留特別許可の更新に関しては、費用がかからない形で行われるべきである。したがってこのような運用が可能となるよう、必要とあれば法改正を行う等の措置がとられるべきである。	人身取引の被害者に対する在留資格取消し手続は行っていないところ、現行法令上、不法入国等の違反状態にない被害者に在留特別許可を付与することはできません。 また、手続に係る手数料については、御指摘のような運用は現状では困難です。御意見は今後の制度の検討の参考としたいと考えています。
Ⅱ－３－（３）	シェルターの提供と支援	人身売買の被害者は、男性であることもあり得るため、性別による差別が発生しないような体制の整備を希望する。	男性被害者等の保護施策については、関係省庁において、今後検討してまいります。

無料低額宿泊所みたく、宗教団体や政治団体が収容者を自分達の思想に染め上げる道具にしかねないのでシェルターからは出来るだけ『思想』を排除してください。	婦人相談所一時保護所及び一時保護委託先においては、被害者の意志を尊重しつつ、適切な保護を行うこととしています。
人身取引被害者を緊急時に保護する場として婦人相談所の利用は必要ですが、各都道府県に数件しかケースがないなかで、婦人相談所が専門的な支援を行うことは、非常に難しいと言わざるをえません。重篤なケースは、国が広域で専門的に支援する新たな支援施策が必要です。	婦人相談所としては、専門性を高めつつ、今後とも、地域の関係機関と連携しながら、被害者を支援していくことが重要であると考えます。そのほか、被害者保護施策の更なる充実について、関係省庁が連携して検討していくこととしています。
特に工場労働者や建設労働者として外国人男性が劣悪な条件で働かされていることについても十分配慮を求めます。	労働搾取を目的とするものを含め、人身取引の実態把握、防止及び撲滅とともに、被害者の保護を推進することとしています。また、男性被害者等の保護施策についても検討していくこととしています。
被害者保護に力点を置いて、受け入れた日本の会社などに相応の責任を問うようにすることが、人身取引をなくしていくための最も有効な手段だと思います。とりわけ労働搾取の場合、被害者の保護で重要なのは損害の賠償です。賃金が日本の法律通り正當に支払われていないことが多いので、人身取引の被害を受けたと判断された場合は、賃金未払いについて国の補償制度を設けるなどの施策が必要だと思います。	賃金不払は労働基準法に違反するものであり、労働基準監督機関では、賃金不払があれば、人身取引の被害者であるか否かを問わずすべての労働者を対象として、使用者に対して監督指導を実施しているところです。 なお、企業倒産により賃金未払のまま退職した労働者に対しては、未払賃金の一部を立替払する制度を実施しています。
現実的な人身取引被害者の保護(外国籍女性と仮定した場合)事業を、具体的、実践的に実施するためには、①婦人相談所内の人的資源の拡充、②所内の人事が異動を繰り返しても一定の質を保った保護事業を推進するべく、実施要領への人身取引被害者保護施策の追記、もしくは別冊の人身取引被害者保護実施要領を作成する、③保護事業実施を推進するための予算を明示する、ことが必要である。	①婦人相談所内の人的資源の拡充については、心理療法担当職員の配置に対する補助などに取り組んでいるところです。②一定の質を保った保護事業の推進に当たっては、「婦人相談所における被害者保護の手引き」を作成し、配布・周知しているほか、研修を実施しているところです。③婦人保護事業に必要な費用として「婦人保護事業費」、「児童虐待・DV対策等総合支援事業費」等を予算として確保しているところです。

		日本に本格的に定住したことのない人身売買ルートで入国したような女性は、日本人対応の女性福祉のワーカーにとって、対応しにくい存在であることは間違いない。この点を十分に理解できたワーカーがまだ日本には沢山いない。被害者がある程度回復されるには、この問題に精通した適材適所な人材が強力的に日常的に必要。	人身取引に精通したワーカーの配置については、婦人相談所職員への研修及び専門通訳者養成研修等を通じて、人材育成の推進に努めているところです。
		被害者は、一時保護期間中、関係機関による長期間、複数回にわたる事情聴取、聞き取りなどを経験する。そこから生ずる精神的な負荷の軽減のため、外出やシェルター内活動を可能にする予算（通訳報酬費含む）を組むことをご検討いただきたい。	我が国への滞在が中長期化している人身取引被害者について、関係省庁が連携して必要な保護施策について検討することとしています。
		被害者が、一時保護期間中、本国帰国後の自立支援につながる職業訓練等の実施について、被害者本人の意向や当該国IOMの提供可能なプログラムなどと合わせ考慮し検討されるべきである。	
		「売春を強要されるなど過酷な状況」とある部分を、「過酷な状況」と改めるべきである。売春強要だけが性的搾取ではないし、労働搾取により過酷な状況におかれる被害者もいる。	御指摘を踏まえ、修文することとします。
Ⅱ－３－（３） －①	婦人相談所等における保護、援助等の実施	「婦人相談所において、警察、入国管理局等の関係行政機関、在京大使館、IOM及びNGO…」の部分であるが、被害者の中には警察への通知を望まない者（例えば正規滞在資格を持っていて、帰国を前提としないことから、加害者やコミュニティとの関係上、必ずしも訴追を望まない場合など）また在京大使館との連絡を希望しない者などもある。関係機関との連絡においては、被害者本人の希望や意志を十分に確認した上で行う必要がある。	婦人相談所における保護・支援を行う際には、被害者本人に対して各関係機関の役割について説明し、連絡の必要性について了解を得た上で連携を取ることが必要である旨を、婦人相談所にも周知しています。今後も被害者本人の希望や意志を十分に確認した上で関係機関と連携を行い、必要な支援を行うよう都道府県に対して働き掛けてまいります。

		「より適切な保護が見込まれる場合には、民間シェルター等への一時保護委託を実施する」の部分であるが、県内にこうした施設がある神奈川県等では、既にこうした方法がとられているが、被害者の発見が少ない地方では、こうした民間施設が存在せず、一方、県の施設で保護を行うにしても、やはり同国人コミュニティの未発達から、被害者の母語を話す通訳の確保が事実上困難であるとの報告を受けている。既存の資源を有効利用しつつ、被害者保護に効果をあげるためにも、こうした方針を具体化させる施策や予算化を併せて必要となる。同時に人身取引の被害者保護のための専用シェルターの設立も前向きにご検討願いたい。	一時保護委託先との契約については、都道府県の判断によりますが、都道府県を越えて委託契約する場合もあると承知しています。人身取引被害者の保護実績のない都道府県や通訳確保の難しい地域にあっても、より適切な保護の実施のために、一時保護委託先の拡充について、都道府県に対して努力するようお願いしているところです。また、中長期的な被害者保護施策について、今後関係省庁において検討していくこととしています。
Ⅱ－３－(３) ②	婦人相談所における母国語による通訳サービス	被害者保護のためには被害者との意思疎通が不可欠です。必要なら被害者の母国に日本語通訳の派遣を依頼するなど、被害者を助けるための通訳サービス強化が求められます。	通訳確保は非常に重要な問題であり、国としてもH21年度より専門通訳者養成研修を創設し、各都道府県において、被害者支援の知見を持った通訳者の養成・確保に取り組んでいるところです。
		被害者の保護施設に関しては、(３)の①に、婦人相談所または一時保護委託施設と言及されており、また、被害者の母国語による通訳サービスに関する需要は、その保護される場所により変動することがないことから、通訳雇上費の活用は、婦人相談所のみに限定されず、その一時保護委託施設においてもなされるべきと考える。	現在の一時保護委託施設における保護の位置付けは、婦人相談所一時保護所での保護と変わらないものですので、通訳雇上費の活用が可能です。

		本項目に関しては、まず専門通訳養成研修事業の有効活用が期待される。県内に適切な人材が確保できない場合には、IOMの擁するケースワーカーや通訳の派遣が可能であることから、ぜひ活用頂きたい。また通訳に関しては、とりわけ捜査に協力する被害者が法執行機関の聴取を受ける際には、通訳技能の質や身元の管理も徹底が必要である。特にこれらの機関で、通訳業務を民間通訳人等に外部委託している場合には、同国人コミュニティから情報が漏洩するリスク等も十分考慮しなくてはならない。	都道府県が通訳を確保する際のリスクについては、十分検討すべきことですが、こうしたことも含めて、本年度より専門通訳者養成研修事業を創設し、適切な通訳者の確保に取り組んでいるところです。また、帰国支援の一環として派遣されるIOMケースワーカーに必要な通訳を頻繁に依頼することも大変重要な支援となっていると承知しています。今後とも婦人相談所において、被害者の状況に応じ、必要な通訳の確保を行い、併せてIOMとの緊密な連携を図っていきたいと考えています。
Ⅱ-3-(3)-③	婦人相談所等におけるカウンセリング、医療ケア等の実施	心理職員が通訳を使いながら被害者の心理的カウンセリングを行うことは、現実的には難しく、母国語の専門的な心理的カウンセリングが必要です。また、今回初めて婦人相談所職員が「被害者の意向を踏まえた相談活動を実施する」となっていますが、法的に裏づけされた支援策がないなかで、どういう相談活動を行うものかわかりません。また、被害者本人と関係機関の意向が対立した場合、婦人相談所はどういう支援を行えばよいのか分かりかねます。	母国語での心理的カウンセリングの確保は、非常に重要であるものの、そのような複数の専門性を兼ね備えた専門職を確保することは、現実的には困難が伴います。そこで、専門通訳者養成研修等を通じて、母国語によるカウンセリングが可能な人材の確保を行うことは非常に効率的かつ効果的であると考えており、今後も取組が進むよう都道府県に働き掛けていきます。さらに、婦人相談所の行う支援については、婦人保護事業その他現行法下で実施可能な支援を行うことが行動計画の前提となっています。また、被害者本人の意向と関係機関の意向が食い違う場合には、被害者の保護・支援の観点から、適切な支援方法について丁寧に検討することが必要と考えています。
		「婦人相談所等におけるカウンセリング、医療ケア等の実施」については、早急に体制を整えてくださいますようお願いいたします。児童ポルノ禁止法に類似の条文はありますが、所轄官庁が決まっていないため、事実上の空文と化しています。児童相談所を管轄している厚生労働省に所轄官庁を定め、可及的速やかに被害児童のケアを行える体制を作ることが重要であると考えています。	婦人相談所におけるカウンセリングの体制整備については、心理判定員や心理療法担当職員の配置をさらに進め、また、専門通訳者養成研修の実施等により、被害者支援に通じた通訳の確保などを通じて更に取組が進むよう、都道府県に働き掛けています。また、医療的ケア等の体制については、婦人相談所に配置されている医師による診断や無料低額診療事業の活用やその他必要な医療費の補助により、現在も可能となっています。また、人身取引の被害に遭った児童について、児童相談所に相談・通告があった場合は、児童心理司による面接等を行うとともに、必要に応じ、医療機関による専門的な治療、一時保護等を行っているところです。
		重要なのは被害者のケア(心理、保護下の生活、帰国)です。諸外国の例を参照にして、ケアに関しては関連専門知識を備えた者を配してケアの初めから終わりまでの確実なレーンを配置してください。	婦人保護事業においても、人身取引被害者へのケアの充実については、更に取組が進むよう都道府県に働き掛けていきます。

		人身取引被害者の医療利用についてその実態を毎年公表すること。無料低額診療事業で対応できない疾患についても医療補助によって全ての医療を保障すること。被害者への医療法措置について関連機関に通知すること。	被害者の医療の利用実績の公表等については、今後の「関係行政機関の連携強化・情報交換の推進」等を通じて、都道府県の意見も踏まえつつ、検討してまいります。無料低額診療事業で対応できない場合に、現在でも、医療費の補助により、必要な医療機関の受診等が可能となっています。
		本項目に記載されている心理判定員、及び心理療法担当職員は常駐であるか。常駐でない場合でも、必要とあればこのようなサービスの利用が確実に可能となるための手段を確保すべきである。 無料定額診療事業の利用についても、運用は県ごとに異なる。実際に、被害者に少額でも所持金があれば同事業の適用外とされるために、被害者が痛みを絶えながらの保護施設での滞在を余儀なくされたケースがあった。これが捜査への協力をしているような場合には、とりわけ人道的観点からも問題視される。保護期間中は十分な心身のケアが受けられるよう、十分な施策と運用基準の明確化を行う必要がある。	心理判定員は婦人相談所に配置することとされています。心理判定員又は心理療法担当職員は必ずしも常勤ではありませんが、必要に応じて、適切な対応がなされているところです。さらに、被害者にとっては母国語によるカウンセリングが大変重要です。IOMの母国語による帰国支援等について、婦人相談所とIOMとの緊密な連携に取り組んでいきたいと考えています。また、人身取引被害者については、医療費を予算措置しているため、所持金の有無にかかわらず、必要に応じて、医療的ケアの提供がなされることとなっています。
Ⅱ－３－(３)－④	被害者に対する法的援助に関する周知等	人身取引被害者のうち、この要件を満たす者はごくごく一部に限定されると考える。なぜなら、被害者が一時保護される婦人相談所においても、その一時保護委託施設においても、被害者の「住所」となる実現可能性はないため、被害者が来日以後あらかじめ外国人登録をするなど「住所」確立の手続きを取っていない限り、日本国内で「住所」を有することは事実上困難である。 また、「適法に在留」する状況に至るまでは、在留特別許可申出の手續終了に一定程度時間を要することから、この要件を満たして以後の申し立ては、被害者の滞在期間のさらなる長期化につながる。このことは、滞在期間の長期化を望まないもしくはそれを容認できない事情のある被害者の申し立てを事実上阻む要因となると考える。この手續要件の緩和を希望する。	我が国に住所を有し適法に在留し、かつ、一定の資力要件等を満たす人身取引被害者であれば、日本司法支援センターにおける民事法律扶助を受けられます。 支援センターでは、シェルター等の一時保護委託施設に居住し、住所が定まらない場合であっても、そのことにやむを得ないと認められる理由があり、かつ、支援センターの地方事務所や事件を受任する弁護士等との間で確実な連絡方法を確保することができると判断されるときには、援助の申し込みを受け付けています。 また、在留資格についての当局の行政処分を争う訴訟を提起しようとする場合で、過去の裁判例等に照らして、裁判所が在留資格を認定するであろうことが確実であると見込める人については、在留資格がなくとも援助の対象となり得ます。

		被害者が加害者に対する損害賠償請求等の法的権利を実際に行使するための支援体制を整備し、かつ、被害者にこれを伝え理解してもらうことが重要であり、その方法について具体的に記すべきである。被害者通知制度についても、被害者が具体的にこれを利用できるよう、支援体制を整備すべきである。	法務省においては、被害者通知制度やその他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度を紹介している犯罪被害者等向けパンフレットやDVDを作成し、全国の検察庁や警察署などの関係機関で配布するなどして、制度の周知を図っています。
		総合法律支援法に基づく民事法律扶助が本当に使えるのか、疑問である。同法は、「我が国に住所を有し」かつ「適法に在留していること」を要件とするが、人身取引被害者と認定されても、後者の要件は満たすが、前者の要件は満たさない。シェルターに住所を置くことはおよそできない。	我が国に住所を有し適法に在留し、かつ、一定の資力要件等を満たす人身取引被害者であれば、日本司法支援センターにおける民事法律扶助を受けられます。御指摘の点に対する支援センターの取扱いについては、住所が定まらない場合であっても、そのことにやむを得ないと認められる理由があり、かつ、支援センターの地方事務所や事件を受任する弁護士等との間で確実な連絡方法を確保することができると判断されるときには、援助の申込みを受け付けています。よって、民間シェルターに保護されている人身取引被害者であっても、前記要件を満たせば、民事法律扶助を申し込むことが可能です。
		前半の部分は、記述が難解かつ現実に即さない内容となっている。既存のシステムを活用するためにも「要件を満たす被害者に対しては」これを十分に説明し、積極活用する機会を与えるべきである旨、記述は必要であるが、同時に多くの被害者はこの基準を満たさないのが現実である。 このことから、被害者支援対策として、まず何よりも全ての被害者に対して法支援のアクセスを確保する必要がある。このことから、本項目に記載の無料法律相談の利用や弁護士の利用に際しては、運用を県に任せるのみでなく、統一された施策と運用基準の設置、また予算化を講ずる必要がある。近年増加中の偽装結婚を手段とする人身取引などにおいては、離婚手続き等が複雑化する傾向があり、今後さらにこの問題が拡大することを想定すると、本件は現実問題として差し迫った需要があるといえる。	日本司法支援センターとしては、人身取引被害者が必要な法的支援を適切に選択できるよう、婦人相談所等の関係機関と連携協力し、人身取引被害者に対して、民事法律扶助業務、情報提供業務等の支援センターの各業務の周知を図っていきたいと考えています。 また、法的支援については、婦人保護事業においても、法的対応機能強化事業の取組を進めるとともに、今後、弁護士等との連携体制の構築に努めるよう、都道府県に働き掛けていきます。

Ⅱ－３－（４） －①	中長期的な保護施策に関する検討等	純粋な被害者なのか、自ら不法入国であることを自覚している不法滞在者なのかの判断をどうするのか。長期間当局に見つからなければよい「逃げ得」を国が支援することになりかねない。	保護すべき人身取引被害者の認知は、人身取引議定書第3条の定義に従い、関係行政機関において適切に行っています。なお、今後、人身取引の定義及び最近の情勢を踏まえつつ、関係省庁が連携して、被害者の認知から保護・帰国支援に至る一連の手續等や関係行政機関の連携の在り方を検証し、人身取引事案の取扱方法について体系的な整理を行うこととしています。
		背景に貧困問題がある場合、保護されることによって逆に生計を立てる手段を失ってしまう危険があります。保護された被害者の合法的就労を支援するなど、保護を求めやすい制度作りが望まれます。	人身取引の被害者については、迅速かつ適切に保護する必要があることから、関係省庁において、被害者が保護を求めやすい体制づくりを進めてまいります。 我が国で就労可能な在留資格を持つ者に対しては、就労の希望等を勘案し、必要に応じて就労支援を行うこととしています。なお、婦人相談所で一時保護した被害者のうち、就労可能な在留資格を有している被害者のほとんどが帰国希望であり、就労支援を必要とする被害者はおりませんでした。
		被害者の刑事訴訟手續上の証人としての役割と被害者としての権利の対立の問題である。手續きが長引くことにより滞在が延び、また手續の間だけ保護されるというのでは、被害者のその間の機会費用が失われる。保護施設では職業訓練を行ったり、就労を可能にしたりするなど被害者の権利を保護する措置が必要である。さらに被害者として不法・合法滞在にかかわらず損害賠償請求を行えるよう支援すべきである。	警察では、被害者の要望を踏まえつつ、被害者が利用し得る法的な支援等について教示を行う、関係機関に紹介するなどの支援を行っています。 入国管理局では、被害者に対しては、在留特別許可を付与するなどして、法的保護の安定を図っているところですが、許可の内容については、本人の希望、個々の状況等を勘案し、総合的に判断しています。 さらに、関係省庁が連携して、中長期的な保護施策を検討していくこととしています。

以下の事項を考慮に入れることが必要と考える。 第一に、日本語習得の機会である。日本において相当期間滞在する若しくは定住する場合には、日本語習得が不可欠である。この機会をどのように提供、確保していくか、検討していく必要がある。 第二に、就労自立と生活拠点の確保の手段の整理である。新たな行動計画(案)では、中長期滞在者の就労自立を促進する方向での施策が提示されていると思われるが、婦人相談所等保護施設から生活拠点を他所へ移す場合の方策(経済保障や、転宅支援者など)については、何ら検討されていない。日本社会における社会生活経験の未熟な被害者が、独自にこれらを行うことには大変困難を伴う。この転換点の支援体制について、今後充分に課題整理していく必要がある。 第三に、就労可能な在留資格付与と最低生活保障(生活保護)の関係の整理である。就労可能な在留資格付与は、被害者が就労可能な宿所の提供を受けながらの就労を可能とするが、日本語能力の未熟な被害者も多いことから、就労所得のみにおける経済自立は当面大変困難であることが想定される。しかしながら、最低生活保障を行う厚生労働行政においては、補足的な所得保障(生活保護)受給を特定の在留資格を持つ者に限定している。このため、被害者に付与される在留資格の種類によっては、被害者は、一方で最低生活を営むに足る所得を得ることができず、他方で補足的所得保障も得られない弱い立場に置かれることが懸念される。	(第一について) 文部科学省においては、平成19年度から、我が国に滞在する外国人と地域社会との間に、言葉や習慣等の違いから生じる軋轢や摩擦などの問題を解消し、外国人が日本社会の一員として円滑に生活を送ることを促進するため、日本語教室の設置運営などを行う『『生活者としての外国人』のための日本語教育事業』等を実施しています。本事業において、日本語習得の機会を提供するために設置される日本語教室の対象者は、我が国に滞在する外国人であり、これには人身取引の被害者である外国人も含まれ得るものです。 (第二について) 中長期的な保護施策については、様々な要素を考慮し、適切な施策を検討していきたいと考えています。 (第三について) 生活保護制度は、日本国民を対象とし、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、併せてその自立を助長する制度です。 一方、日本国内で行う就労等の活動に制限を受けない在留資格(定住者、日本人の配偶者等)を有する外国人については、生活保護法の準用という対応となります。 生活保護制度は、生活に困窮する方が、まずはその利用し得る資産、稼働能力等あらゆるものを活用することを、保護を受けるための要件とし、外国人に対して生活保護法を準用する場合にも、日本人と同様の取扱いとする必要があります。 したがって、日本人と同様、就労等の活動に制限を受けない在留資格が付与される人身取引被害者の方については、生活保護法が準用されます。
就労可能な在留資格は原則として「定住」とし、必要な就労支援策を具体化すべきである。	人身取引の被害者に対しては、在留特別許可を付与するなどして、法的保護の安定を図っているところ、許可の内容については、本人の希望、個々の状況等を勘案し判断することとなります。

		先般厚生労働省より、保護施設内の作業から発生する手当については、収入と見なさないことから、在留資格の変更や許可申請無しにこうした業務に従事することができるように取り計らう旨通達があった。こうした建設的活動は、滞在が長期化する被害者の生活環境の充足のみならず、心身の回復面においても効果的といえることから歓迎する動きである。県ごとの運営に任せるのみでなく、実際の運用に向けた積極的な体制の整備が求められる。 なお、滞在の長期化はとりわけ捜査協力をする被害者にとって深刻(平均約3ヶ月、最長約6ヶ月)であるが、捜査に伴う負の効果(精神的負担や滞在期間の長期化に伴う機会損失)を相殺するような対策の整備を検討していく必要がある。これには、例えば就労や就労訓練、語学研修等が考えられる。	保護施設内の作業については、被害者の置かれている状況が多様であり、個々の状況に応じ、内容を工夫しながら適切に対応を取っていただくことが必要と考えています。また、中長期的な被害者保護施策については、今後検討していくこととしています。
Ⅱ－3－(4)－②	男性被害者の保護施策に関する検討	検討するだけで、何も対策するつもりはないのだろう。対策する気があるのであれば、然るべき機関に調査させるのが筋である。	男性被害者の保護施策については、人身取引の実態や必要な保護施策等について適切に調査しつつ、検討を進めようと考えています。
		男性も含む被害者に対する無料保護施設の手当てや、保護後の柔軟な在留許可の運用、必要によってはアルバイトの許可など、被害者が泣き寝入りしたまま帰国するようなことにならないよう、被害者の立場に立った対策を取ってもらいたいと思います。	関係省庁が連携し、様々な要素を考慮しながら、被害者保護施策の更なる充実について、検討していくこととしています。
		性同一性障害など性的マイノリティに対する配慮も盛り込むべきである。	
		保護施設利用についての検討に当たっては、原則として「本人の意思を尊重する」ということを基本にして頂きたいのです。これまで民間の女性保護施設には、パスポートの性と異なる性の人たちの利用がありました。	御指摘を踏まえ、修文することとし、保護施策について、今後、検討することとしたいと思います。

		関連して、セクシュアルマイノリティである被害者の保護についても検討すべきである。	御指摘を踏まえ、修文することとします。
Ⅱ－３－（５）	帰国支援の推進	日本に定住する意志のある者・特に子供をもうけている人や結婚（もしくは事実婚）してしまっている人が容易に定住を選択できるようにする制度改正とセットにするべきです。	人身取引の被害者に対しては、在留特別許可を付与するなどして、法的保護の安定を図っているところ、許可の内容については、本人の希望、個々の状況等を勘案し判断しています。
		労働搾取の被害者は、技能実習生が多いと思われるので、この身分で来日した外国人が途中で帰国する場合に、それが本人の意思かどうか、これまで問題はなかったかどうかを本人から聞き取るような措置を設けてほしいと思います。労働搾取の被害を訴えようとして、受け入れ機関から強制的に帰国させられるという相談がとても多いからです。	平成22年7月に施行される新たな研修・技能実習制度においては、研修や技能実習を継続することが不可能となる事由が生じた場合に、受入れ機関から直ちに地方入国管理局に報告を行うことを義務付ける予定であるところ、研修生・技能実習生の意思に反した途中帰国の防止について、適切に対応をまいります。
		現行の行動計画にある「国費による帰国支援」を引き続き盛り込むべきではないか。	人身取引の被害者に対しては、在留特別許可を付与し、退去強制処分として出国させていないことから、国費送還は行っていません。なお、帰国を希望する被害者は、国際移住機関（IOM）の帰国支援を受けるなどして帰国しています。
		被害者の保護、送還、帰還後の支援について、日本政府としてどのように取り組むのかについて記載する。現在の案では、すべてIOM頼みのように見えてしまい、日本政府として取り組む姿勢が見えません。もちろん、IOMを通じた帰還支援は大変重要ですが、この計画では日本の税金を使って被害者の帰国後も日本政府が支援していることが、被害者や送出国の社会に見えないのではないかと懸念します。支援を受けた被害者は、IOMから支援を受けたと思い、「日本政府は何もしていない」と見られているのではないかと思うからです。今後は、IOMを経由して帰国した人を直接支援する枠組みも、検討すべきではないかと思います。	被害者の保護及び帰国支援については、警察、入国管理局、在外公館及び婦人相談所等の我が国の行政機関のみならず、現地国政府、我が国が資金拠出しているIOM等の国際機関、民間シェルター等とも連携しつつ適切に実施しています。 特に、我が国が現地における人身取引対策を支援する際には、我が国の広報効果も勘案しつつ、我が方在外公館と現地国政府並びに実際に事業を実施する国際機関及びNGOとが相互に連携して取り組んでいます。

		これまでIOMを通して行われた支援が、被害者にどのように認識されており、被害者の社会復帰にどう生かされたかに関してフォローアップ調査をしてもよいのではないかと思います。	被害者の社会復帰の状況については、IOMにおいてフォローアップがなされていますが、御指摘をふまえ、政府としてもIOMとさらに連携し、フォローアップに努めてまいります。
Ⅱ-3-(5)-①	被害者の円滑な帰国に向けた環境整備	被害者の中には、必ずしも警察や在京大使館、本国政府への連絡を望まないものがあることを念頭に、被害者に対して、どのような選択があり、それぞれの選択がどのような影響をもたらすかについて、十分な情報を与えた上で、被害者の希望に合った被害者中心の保護支援を行う姿勢を心がける必要がある。例えば警察への連絡を望まない被害者に対しては、保護施設の担当者より被害者の不安に十分耳を傾け、警察に連絡をする事のメリットとデメリットについて十分な説明を行う必要がある。大使館の連絡についても、同様に被害者の意思を確認する必要があるが、有効な旅券を持たない等の事情により、大使館との連絡が必須である場合には、被害者に十分な説明を行い、理解を得る必要がある。	婦人相談所における保護・支援を行う際には、被害者本人に対して各関係機関の役割について説明し、連絡の必要性について了解を得た上で連携を取ることが必要である旨を、婦人相談所にも周知しているところです。今後も被害者本人の希望や意志を十分に確認した上で関係機関と連携を図り必要な支援を行うよう、都道府県に対して働き掛けていきます。また、大使館との連絡についても、被害者本人の意思を尊重しつつ、御指摘の内容に留意し、適切に対応していくこととしたいと考えています。
Ⅱ-4	人身取引対策の総合的・包括的推進のための基盤整備	憲法で保証されている基本的人権や諸外国での良心の自由を侵害しないように最大限慎重に行うことを求めます。	人身取引対策は、関係法令に従い、適切に推進してきており、今後も人権に配慮しながら、適切な推進に努めていきます。
Ⅱ-4-(1)-②	外国の関係機関等との情報共有等	タイ、フィリピンだけでなく、中国、台湾、韓国、インドネシア、ベトナムその他海外各国との連携強化も必要である。 具体的なケースについて、被害者出身国政府機関との情報共有が重要である。被害者がいつどこで誰からどのように勧誘され、誰が手配・同行してどのようなルートで運ばれたか等の情報は、送り出し国における有効な防止策の実施において極めて有効である。入国拒否の事案についても、同様に重要な情報である。被害者の安全に配慮しつつ、これらの情報提供を的確に行うべきである。	御指摘を踏まえ、修文することとします。 警察では各県での捜査状況に応じ、出身国の捜査機関へ、当該被害者に係る人身取引事犯に関する被疑者情報等を提供しています。入国管理局における入国拒否の事案についても、相手国から要望があった場合には、個人情報保護法を踏まえ、適切に検討したいと考えています。また、個別のケースについて、具体的な手段や被害の状況等の情報を整理することは、今後の被害の防止を図る上で有益だと認識しており、引き続き、政府協議調査団を始めとする各国政府との協議等の場を通じて情報交換を進めていきます。

Ⅱ－４－（１） －③	国際的な支援	海外の性的搾取の被害者の個々の事例によって、現地でのケア、現地でのケアが困難な場合には、日本又は適切な第三国でのケアを実施すべき。	日本で保護された被害者については、日本と出身国が連携して帰国支援・社会復帰支援を行っています。諸事情により現地での支援が困難な場合には、第三国でのネットワークを活用し、支援体制を一層充実させてまいります。
		援助が現地でどのように使われているのか、検証が必要である。相手国に任せすぎるのは逆効果となるのではないか。	我が国の政府開発援助等により人身取引対策にかかわる国際的な支援を行う場合には、それらが適切に実施されているかどうか、我が国の在外公館等を通じて適切に評価しています。教育関連の研修コース、職連関連の研修コース、被害者支援の取組等様々な支援が行われています。
		この分野におけるODAによる協力を強化されることを切に願います。	人身取引は、深刻な犯罪であるとともに人間の権利と尊厳の重大な侵害です。我が国は、これまでも人間の安全保障基金やその他の国際機関への拠出、無償資金協力等を通じ人身取引対策を積極的に支援してきました。今後においても人身取引対策行動計画に基づき、積極的に国際協力を行ってまいります。
		人身の供給側の国では貧しい故に己の子供を売り渡す、または政府機関の汚職によるシンジケートのルート解明困難化があります。また、教育が行き届いていないために、出稼ぎ時や現地での詐欺まがいの行為で受け入れ国側に連れられてしまうケースも聞きます。供給側の国の社会制度的確化、教育の拡充支援などのハード面の支援を期待します。	人身取引問題に効果的に対処するためには、開発途上国に対する司法・法執行など社会制度分野におけるキャパシティ・ビルディング及び基礎的教育機関へのアクセス改善、職業訓練等を含めた貧困問題解決のための支援の両方が重要であると考えております。今後においても、我が国の人間の安全保障の考え方に基づいて国連に設置された人間の安全保障基金等を通じて、積極的に人身取引の効果的な防止及び撲滅のための支援を行います。
		人身取引の背景には、送出国の貧困問題があります。被疑者引渡し協定などの国際司法協力のみならず、貧困撲滅への国際的取り組みを進めることで供給源を絶つことが重要と思われれます。	人身取引問題の解決のためには送り出し国における貧困問題への支援が重要です。我が国のODA大綱やODA中期政策においても、貧困削減はODAの重点課題に挙げられ、取り組んできております。また、我が国は、これまでも国際機関及びNGO等と連携し、被害者帰国・社会復帰支援事業や人身取引防止及び被害者支援計画等の人身取引対策支援を実施してまいりました。今後も、人身取引の背景の一つである貧困の削減に取り組むとともに、人身取引の防止と被害者の支援に資する協力を推進してまいります。
		日本における人身取引被害者の出身国へのODA支援（貧困削減、人身取引防止プログラムなど）は今後とも積極的に行っていくべきである。	

		ODA、特に草の根・人間の安全保障無償協力資金によるシェルター建設への支援のさらなる強化、JICA技術協力などによる二国間、ならびに国境を超えた地域協力プログラムの推進、対ASWAN協力における人身取引対策支援の強化を図るべきである。また、人間の安全保障の観点に立つ基本的人権の推進を明記すべきである。	人身取引は、まさに人間の安全保障に対する脅威であり、人間の安全保障の実現のためには、基本的人権の保障は重要であり、我が国は、人間の安全保障の理解促進のために国連を始めとする国際会議や二国間の会合において議論しているほか、ODA大綱において人間の安全保障の視点に立った支援を行うことをODAの基本方針としていることを踏まえ、ODAを通じた人間の安全保障の実現に向け一層努力をしていく方針です。
Ⅱ－４－(２)	国民等の理解と協力の確保	こうした問題の解決に最も必要なものは啓蒙であり、不当に搾取する側に立たないための啓蒙のみならず、日本人の児童への売春防止のための教育は是非強化してもらいたい。援助交際などという言葉は使わず、売春は悪事であることを教えてもらいたい。	売買春防止のための啓蒙を図るためには、人権尊重の意識を高める教育を充実すること等が重要であり、今後とも学校教育・社会教育等において、発達段階・生涯の各時期に応じ、人権尊重の意識を高める教育を充実するとともに、学校教育活動全体を通じて、性に関する科学的知識や生命を尊重する態度、自ら考え判断する能力を身に付け、望ましい行動をとれるように指導することにより、売買春防止のための啓蒙を図ってまいります。
Ⅱ－４－(２)－①	総合的な啓発・広報活動	①初めて人身取引を学ぶ人が多い現状と、②都道府県ごとに取り組みに温度差がある現状を見ると、ぜひ行動計画では都道府県ごとの取り組みを促進し、そして評価するような体制が必要かと思えます。	本行動計画においては、市区町村等の各種窓口において、人身取引被害者に積極的かつ適切な対応がなされるよう、連携を図ることとしており、国と地方の間及び地方の関係行政機関間で情報交換を行う枠組みについても検討することとしています。
		警察庁が作成した人身取引啓発DVDは優れた内容であるが、既に制作後5年経っていることもあり、警察庁あるいは他の省庁において更新ないし新規制作をお願いしたい。視聴覚資料はわかりやすく、啓発に有効である。	警察においては、部内教養用の新たなビデオの作成について、今後その必要性を含めて検討していくこととしています。
Ⅱ－４－(２)－③	学校教育等における取組	子供たちに主体的に性を判断できるように啓発教育するべきという綺麗ごとが書かれているが、ジェンダーフリー等のイデオロギー運動から、過剰な性教育が幼児に施された多くの事例にあるように、悪用されることは絶対に防がなければならない。	学校教育において、性に関する指導に当たっては、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ること等に配慮することが大切であり、御指摘の児童生徒の発達段階等を踏まえていない性教育が行われないように努めてまいります。

「売買春は防止せねばならないもの」という思想は公教育で教え込むべきことではないでしょう。違法な人身取引と売買春は違うものであり、なぜ「人身取引対策行動計画」がこれらを同じものとして扱っているのか、理解に苦しみます。また、この種の啓発事業は、それこそ戦前から何度か繰り返されておりますが、まるで効果がでたためしがないものでもあります。	売買春防止のための啓発を図るためには、人権尊重の意識を高める教育を充実すること等が重要であり、今後とも学校教育・社会教育等において、発達段階・生涯の各時期に応じ、人権尊重の意識を高める教育を充実するとともに、学校教育活動全体を通じて、性に関する科学的知識や生命を尊重する態度、自ら考え判断する能力を身に付け、望ましい行動をとれるように指導することにより、売買春防止のための啓発を図っていきたいと考えています。
「学校教育活動全体を通じて、性に関する科学的知識や生命を尊重する態度、自ら考え判断する能力を身に付け、望ましい行動をとれるように指導することにより、売買春防止のための啓発を図る」ことは、児童を被害者、あるいは将来の加害者となしなために大変重要かつ適切であると考えます。	
排外意識を助長しかねない繊細な事柄であるので慎重な施策を求めます。	
これまで、この分野における学校教育における取り組みが弱かったと思います。ぜひNGOと協働してこの取り組みを進めてください。	当該分野におけるNGOとの協働については、今後の課題であると認識しています。
おそらく若者に対する人権尊重の意識を高める教育と書いているが、今現在被害者、とくに売買春や性風俗での性的搾取に遭っている被害者を「買っている」成人の大人への啓発は、次項以降を見てもない。実際に性的搾取需要を減らすためには今性の需要をもたらす成人への啓発が不可欠ではないか。合法の産業の中でほとんどの性的搾取が起きている実態から見ると、これらの層に働きかけないことは不自然に見える。また、性を買う人々から人身取引被害の通報が多いことも受けて、性産業の業主、そして顧客への適切な啓発を組み込むべき。	御指摘を踏まえ、本行動計画において、国内における性的搾取の需要側への啓発の推進についても記載することとします。

		学校教育で生命を尊重する態度を教えるところがあるが、命の大切さを教育できていることがおこがましい。	売買春防止のための啓発を図るためには、人権尊重の意識を高める教育を充実すること等が重要であり、今後とも学校教育・社会教育等において、発達段階・生涯の各時期に応じ、人権尊重の意識を高める教育を充実するとともに、学校教育活動全体を通じて、性に関する科学的知識や生命を尊重する態度、自ら考え判断する能力を身に付け、望ましい行動をとれるように指導することにより、売買春防止のための啓発を図っていききたいと考えています。
		学校教育等における取組について、DVD等を含む教材開発をNGOと協力して推進してほしい。NWECにおける調査研究もさらに推進すべきであるし、同会館において人身取引に関する教材を開発する場合はNGOとの連携のもとに作成を進めることを提案する。教育内容のなかに、性的搾取だけでなく、労働搾取、臓器摘出を目的とする人身取引も含めるべきである。	今後、教材開発を行う機会があれば、NGOと協力することも検討していききたいと考えています。また、独立行政法人国立女性教育会館においては、人身取引に関する調査研究を推進しています。平成20年に教材を開発するに当たっては、NGO等に御協力を頂いたところです。今後とも教材を開発する場合にはNGO等に御協力いただきたいと思います。さらに、今後とも人権尊重の意識を高める教育を充実すること等を通じて、人身取引の防止のための啓発を図っていききたいと考えています。
		雇用者の意識を高めるための啓発は大切です。外国人は低い賃金でも納得して働くという間違った考えを持っている雇用者が多いです。	労働基準法第3条において、国籍に基づく賃金差別は禁止されており、毎年6月に実施している外国人労働者問題啓発月間において、事業主向けリーフレットの作成・配付等を実施し、適正な労働条件の確保について事業主への周知・啓発を促進します。 ※労働基準法第3条 (均等待遇) 第三条 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。
II-4-(2) -④	人身取引に関連する行為を規制する法令の遵守の促進等	風俗営業の総届出件数を公表すべきである。特に無店舗型性営業を把握する必要があるし、性風俗特殊営業を行うに際し接客従業者の在留資格の確認・記録義務があるにもかかわらず同業の申請事業者数も公表されていない。風俗営業の取締り強化が需要の抑制につながる。現行の売春防止法・風俗営業法などについても問題がないかを検討すべきである。	風俗営業等の許可届出数等については警察庁のホームページ内で公表しています。平成20年12月末現在、風俗営業の営業許可数は106,864件、無店舗型性風俗特殊営業の届出数は14,035件です。 風営法については、平成18年に風俗営業者等に、外国人被雇用者の在留資格(就労可能か否か)等の確認を義務付けるなどの改正を行ったところであり、これを踏まえつつ引き続き風俗営業の取締りを適切に行ってまいりたいと考えています。

Ⅱ－４－（２）－⑤	性的搾取の需要側への啓発	ついでに『日本では合法だけど渡航先では違法な行為』もやって欲しい。	人身取引を防止する観点から、適切な広報啓発を推進したいと考えています。
		こちらも諸外国と比べてこれまで取組みが弱かったと思います。ぜひNGOと協働して進めてください。	国内のみならず、海外での買春の需要抑制のために、需要側への啓発を推進することとし、NGOとも適切な連携を図っていきたいと考えています。
		「性的搾取の需要側への啓発」本項では海外旅行者を対象とした啓発活動について言及しているが、日本国内での需要の抑制に関しても記載すべきである。	御指摘を踏まえ、修文することとします。
		本項目では主として、海外に旅行に出る日本人を対象とした対策が講じられているが、人身取引の主要な受入れ国である日本としては、国内の需要に対する直接的な対策も積極的にとるべきであり、またその取り組み姿勢を内外に示していく必要がある。殊に性的サービスの需要は、人身取引の最大のブル要因の一つとなっていると考えられる上、こうした風俗産業や性産業の顧客は、人身取引被害者の潜在的な発見者ともなりうるところ、繁華外などでの直接的キャンペーンや風俗店の営業者を対象とした広報は有効であるとする。	御指摘を踏まえ、修文することとします。
Ⅱ－４－（３）－①	関係行政機関職員の知識・意識の向上	現行の行動計画では、「人身取引対策に関する職員に対する研修・訓練」として、警察・検察・入国管理局・海上保安庁・査証官・婦人相談所等の職員に対する研修と具体的であるが、「新行動計画案」では言及されていない。確かに、関係機関はさらに多岐に及ぶため言及されない機関は無関係のように思われかねないが、新案の内容に照らせば、労働基準監督署をはじめとする労働行政に携わる政府職員、文部科学省、自治体職員なども含まれるべきである。また、裁判官の「知識・意識の向上」も重要である。	本項目にある、「関係行政機関職員」は、平成16年12月に策定された人身取引対策行動計画に記述のある、人身取引対策に関する職員を含み、包括的に関係行政機関の職員の知識・意識の向上を目指しています。

「知識・意識の向上」とはいても、「被害者とは」という認知基準が関係者間でシェアされない限り、連携強化はあまり現実的ではないと思われる。	本行動計画においては、人身取引被害者の認知から保護・帰国支援に至る一連の手続等や関係行政機関の連携の在り方を検証し、人身取引事案の取扱方法について体系的な整理を行い、人身取引事案に係る関係省庁横断的な情報共有を図っていくこととしています。
研修を実施する「関係行政機関」の中に労基署・検察官などを含め、これらを明記すべきである。裁判所については研修の実施を要望すべきである。また、関係行政機関には自身体機関も含め、これら機関において研修等を実施する際には、人身取引問題に関わっているNGOスタッフ等も参加できるようにしていただきたい。	本項目にある、「関係行政機関職員」は、平成16年12月に策定された人身取引対策行動計画に記述のある、人身取引対策に係る職員を含み、包括的に関係行政機関の職員の知識・意識の向上を目指しています。また、研修の在り方については、NGOの方々からの御意見も参考としながら、改善を図ってまいりたいと考えています。
旧行動計画においては、組織別に別項目で、研修事業等を通じて職員の知識・意識の向上を図る旨記載されていた。とはいいいながらも、旧行動計画体制下では、実際の研修の実施には組織ごとに差異があったと認識している。新行動計画(案)では、より全体的な記述になっていることから、こうした動きが組織によっては後退に結び付くことが懸念される。検察庁、裁判所等を含む関連諸機関においては、研修等を通じて継続的に知識習得や意識の向上に向けた取り組みを行っていくことが望ましい。また実務レベルの横断的な研修等も有効と考えられる。	旧行動計画下における取組と同様、関係職員に対する人身取引被害者の認知、保護・支援等の方法に係る専門的かつ実践的な研修等の実施を通じて、人身取引対策を推進する上で、必要な知識・技能の習得及び意識の向上を図ることとしています。
「関係行政機関の連携強化・情報交換の推進」で言及されている情報共有について、「被害者とは」という認知基準が関係者間で共通認識されない限り、実質的な連携強化の実現は困難である。被害者を認知する基準と手続きについて明確に定め、被害者へのサービス提供者・関係NGO等に共有することが必須である。	人身取引被害者の認知から保護・帰国支援に至る一連の手続等や関係行政機関の連携の在り方を検証し、人身取引事案の取扱方法について体系的な整理を行い、人身取引事案に係る関係省庁横断的な情報共有を図っていくこととしています。

		省庁横断的な情報共有だけでなく統計の充実を含めた点は、事例の集積による防止策の実施を可能とする点で、重要。NWECでは需要、意識、市民への周知、啓発などを積極的に行っており、今後もNWECと連携のうえ、積極的に行ってほしい。	今後とも、独立行政法人国立女性教育会館と連携し、推進していまいりたいと考えています。
		推進体制については、現行計画から既に5年が経過しており、縦割りで政策が展開するのではなく、責任部局を作って一元的に政策を推進すべきである。総合的な企画・立案・調整を一元的に行う機関が必要であり、その設置は「検討する」ではなく「設置する」と明記すべきである。	関係行政機関の連携強化・情報交換の推進のための枠組みの検討と併せて、人身取引対策に係る政策の企画・立案・調整を一元的に担当する部局を設置する必要性について検討していくこととしています。
		人身取引対策には、多くの関係者が関与しており、関係者間の連携と協力が欠かせない。このことは、この5年間で大きく進展した評価すべき点の一つである。本項目に記載の人身取引事案を一元的に担当する部局の設置は、今後とも包括的な取り組みを展開する上で、さらに大きな役割を果たし得る。	我が国における人身取引対策は、関係省庁連絡会議における連携の下、政府一体となって対応してきましたが、今後の人身取引の手口の変化等を踏まえて、幅広い意見を参考にしつつ、政策の企画・立案・調整を一元的に担当する部局の設置の必要性について検討していきたいと考えています。
Ⅱ－４－（３） －③	NGO、IOM等との 連携確保	この計画では女性団体との連携を謳っているようですが、労働組合との連携はどうなっているのでしょうか。不法とはいえ就労が関わっているというのに、労働組合との連携について1つも触れられていないのは本末転倒と受け取ってしまいました。	行動計画の推進に当たっては、必要に応じ、NGO等と適切に連携していくこととしています。
		この5年間における人身取引実態の傾向などの情報共有は積極的になされているとはいえない。加害者の特質、傾向、被害者の傾向など人身取引を防止し、新たな被害を発見していくための人身取引対策に、NGOも積極的に参画していくための、情報開示、より積極的な情報提供を願いたい。	これまで関係省庁及びNGOの連絡会議を定期的を開催してきており、NGO、IOM等と連携を図ってきているが、被害者の安全確保、個人情報保護、捜査情報の適切な取扱いの観点を勘案しつつ、今後も必要な情報交換及び適切な連携を図っていききたいと考えています。

		政府とNGO(JNATIP)は年に数回の意見交換会を実施してきたが、そこで交わされる意見が積極的に施策に影響を与えるほどの効力があるとはいえない。今後、よりよい人身取引対策を、真摯に連携を取りながら実施していくためには、特定事案に関してワーキンググループをつくるなど、積極的かつ真摯な連携をはかる所存を文言で示していただきたい。	NGO、IOM等とは、今後も適切な連携を図る旨記載しています。
		政府とNGO側の連携について、これまでのような両者の意見交換会という形式ではなく、市民社会の代表も正式な構成員とする対策会議のような形式に改めるべきである。	NGO等とは、今後も必要に応じて適切な形で連携を図るとともに、関係省庁連絡会議を中心として対策を推進してまいりたいと考えています。

Ⅱ－４－（３）－⑤	犯罪被害者等施策の推進・検討のための枠組みとの連携	現行の犯罪被害者支援施策においては、外国籍被害者の持つ特有の脆弱性（在留資格、言語、生活基盤など）に配慮した施策がまったくない。外国籍被害者、とりわけ人身取引被害者への施策を導入すべきである。	今後予定されている犯罪被害者等基本計画の見直しにおいては、犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望等を踏まえて、様々な観点から検討を行うこととしています。 なお、現行の犯罪被害者等基本計画においても、外国籍被害者に配慮した施策や人身取引被害者にかかわる施策が盛り込まれていないわけではありません（警察における外国語版「被害者の手引」の作成・犯罪被害者等基本計画第3、1、（12）ウなど）。
		人身取引被害者を被害回復給付金の対象とすべきである。	被害回復給付金支給制度は、一定の犯罪行為により財産的被害を受けた者に対して、没収・追徴された犯罪被害財産等により被害回復給付金を支給することによって、その財産的被害の回復を図ることを目的とするものであるので、この制度により人身取引による被害者の被害回復を図ることは難しいと考えています。
Ⅱ－４－（３）－⑥	人身取引対策の効果的かつ継続的な推進と行動計画の見直し	見直しすることは大切だが、「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」以外のNGOをはじめとする第3者を含めた実施状況の評価を定期的に行うことも重要ではなかろうか。	NGO等とは、今後とも適切な連携を図るとともに、関係省庁連絡会議を中心として、定期的に行動計画の実施状況をフォローアップしていくこととしています。
		行動計画の成果・問題点・課題等について、今後は、関係省庁連絡会議だけでなくNGOを含む第3者機関により定期的に評価を行うことが重要であり、それにより的確な見直しを行うべきである。	
		人身取引は常に形を変えていく現象であり、今般、新行動計画(案)の策定がなされたのと同様、必要に応じて適宜、また定期的に見直しを行っていく必要がある。本項目においても、「最大5年を目安に」等、ある程度のスケジュールを想定しておくことが適切と思われる。	今後の行動計画の見直しについては、人身取引の手口の変化等に対応して、随時必要に応じて行っていくこととしています。
その他		他に選択の余地のない外国人女性、たとえば、結婚紹介所から紹介された男性と結婚することしか選択肢のない女性が、結婚先の男性に暴力を受け捨てられてしまった女性も、人身取引被害者として認定すべきだと思います。	人身取引被害者の認知は、関係行政機関の活動を通じ、人身取引議定書第3条の定義に従い、適切に行っていくこととしています。

上記のほか、以下の御意見も頂きました。

「新たな人身取引対策行動計画(仮称)」(案)の定める理念には賛成です。人身取引や性的暴行といった人間の尊厳を踏みにじるこれらの行為を断固許しません。

総論は賛成である。

労働搾取を目的とする人身取引を政策対象として明示したことは評価する。

連携を強化され、日本人による児童買春・児童ポルノを取り締まることを切に願います。